

平成九年建設省令第十五号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令(平成九年政令第三百二十四号)の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

第一章 防災再開発促進地区の区域における建築物の建替え等の促進

第一節 建築物の建替えの促進(第一条―第十條)
第二節 延焼等危険建築物に対する措置(第十一條―第二十一條)

第三節 独立行政法人都市再生機構の行う従前居住者用賃貸住宅の建設等の業務(第二十一條の二・第二十一條の三)

第二章 防災街区整備地区計画等

第一節 防災街区整備地区計画(第二十二條―第二十六條)
第二節 防災街区整備権利移転等促進計画(第二十七條―第三十三條)

第三節 防災街区計画整備組合(第三十四條―第四十三條)

第三章 防災街区整備事業

第一節 総則(第四十三條の二・第四十三條の三)
第二節 施行者

第一款 総則(第四十三條の四)
第二款 個人施行者(第四十四條―第四十八條)

第三款 防災街区整備事業組合(第四十九條―第六十條)
第四款 事業会社(第六十一條―第六十八條)

第五款 地方公共団体(第六十九條―第七十二條)

第六款 独立行政法人都市再生機構等(第七十三條―第七十六條)

第七款 事業計画の内容及び技術的基準(第七十七條―第八十一條)

第三節 防災街区整備事業の施行
第一款 測量、調査等(第八十二條―第八十五條)

Table with 2 columns: Article/Section and Content. Contains detailed provisions for building replacement and disaster prevention area plans.

Table with 2 columns: Article/Section and Content. Contains provisions regarding fire safety and structural standards for buildings.

Table with 2 columns: Article/Section and Content. Contains technical specifications for building materials and structural elements.

鉄筋コンクリート造の布基礎	地盤に掘る	地盤に掘る	地盤に掘る	基礎の種類	基礎の種類	基礎の種類
				種類	種類	種類
				種類	種類	種類

りこれと同程度の地盤周りを有すると認められる

Z 建築基準法施行令第八十八条第一項に規定するZの数値

Rt 建築基準法施行令第八十八条第一項に規定するRtの数値

Ai 建築基準法施行令第八十八条第一項に規定するAiの数値

Wi 当該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和（建築基準法施行令第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）（単位 ニュートン）

St 壁及び柱の初期剛性を表すものとして、国土交通大臣が定める方法により算出した数値

口 保有限界エネルギーは、次の式により計算すること。

$E_{u}E_{u}O_{R}B_{R}d$

（この式において、 E_u 、 E_{uO} 、 R_b 及び R_d は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_u 保有限界エネルギー（単位 ニュートンメートル）

E_{uO} 壁及び柱の破壊に至るまでに要するエネルギーで、国土交通大臣が定める方法により算出した数値

R_b 建築物の基礎の種類及び地盤の種類に応じた次の表に掲げる数値

鉄筋コンクリート造の布基礎	地盤に掘る	地盤に掘る	地盤に掘る	基礎の種類	基礎の種類	基礎の種類
				種類	種類	種類
				種類	種類	種類

無筋コンクリート造の布基礎

足固めを使用した玉基礎

ひび割れのあるコンクリート造の布基礎

その他の基礎

Rd 次の表の建築物の劣化の程度に掲げる区分に応じて係数の欄に掲げる数値

建築物の劣化の程度	係数
(い) 建築物の外周にある柱若しくは土台の半分以上に腐食若しくは腐朽があるもの、外壁の屋外面に著しいひび割れがあるもの又は各階の水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合及び床の勾配が百分の一を超えるもの	〇・八
(ろ) 外壁の屋外面に局所的なひび割れがあるもの又は各階の水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合若しくは床の勾配が百分の一を超えるもの（(い)に掲げるものを除く。）	〇・九
(は) (ほ) (い) 及び (ろ) に掲げるもの以外のもの	一・〇

（法第五条第一項第三号の国土交通省令で定める敷地面積の規模）

第六条 法第五条第一項第三号の国土交通省令で定める敷地面積の規模は、二百平方メートル（新築する建築物相互間の距離が二メートル以上である場合又は隣地境界線から後退して建築基準法第四十六条第一項の規定による壁面線の指定があるとき若しくは同法第六十八条の第二項の規定に基づく条例で定める壁面の位置の制限（隣地境界線に面する建築物の壁又はこれに代わる柱の位置及び隣地境界線に面する高さ二メートルを超える門又は塀の位置を制限するものに限る。）があるときで当該壁面線若しくは当該壁面の位置の制限として定められた限度の線から隣地境界線までの距離が〇・五メートル以上である場合にあっては、七十五平方メートル）とする。

（法第五条第一項第三号の国土交通省令で定める敷地面積の合計の規模）

第六条の二 法第五条第一項第三号の国土交通省令で定める敷地面積の合計の規模は、五百平方メートル（法第四条第四項第一号に規定する建替事業区域（次条において「建替事業区域」という。）の周辺の区域において防災街区が適切に整備されている場合は、二百平方メートル）とする。

（法第五条第一項第四号の国土交通省令で定める基準）

第六条の三 法第五条第一項第四号の国土交通省令で定める基準は、当該空地が、道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地であること又は建替事業区域の周辺の区域からの避難に利用可能な幅員四メートル以上の通路であることとする。ただし、建替事業区域の周辺の区域において防災街区が適切に整備されている場合は、この限りでない。

（法第七条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更）

第七条 法第七条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであって、変更後も建替計画が法第五条第一項に掲げる基準に適合することが明らかなるものとする。

一 建築基準法第六十一条（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更（当該建替計画のうち新築する建築物に係る部分に限る。）

二 建築物の建替の事業に関する資金計画の変更であつて、当該計画に係る資金の額の十パーセント未満を増減するもの

三 建築物の建替の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の六月以内の変更（事業の実施期間の変更が六月以内であるものに限る。）

（法第十二条第一項の国土交通省令で定める認定事業者）

第八条 法第十二条第一項の国土交通省令で定める認定事業者は、国、地方公共団体その他市町村が建築物の建替に要する費用の一部を補助することが適当でない者として国土交通大臣が定めるものとする。

（法第四条第三号の国土交通省令で定める施設）

第九条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第四条第三号の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 スプリンクラー設備その他の消火設備

二 廊下及び階段

三 エレベーター及びエレベーターホール

四 特殊基礎

五 立体的遊歩道及び人工地盤施設

六 給水施設、排水施設、ごみ処理施設、電気施設、熱供給施設及び情報通信施設

七 機械室、電気室及び管理事務所

八 避難設備

九 警報設備及び監視装置

十 避雷設備及び電波障害防除設備

十一 集会施設

（令第四条第四号の国土交通省令で定める空地）

第十条 令第四条第四号の国土交通省令で定める空地は、次に掲げるものとする。

一 通路

二 駐車場

三 児童遊園、広場及び緑地

第二節 延焼等危険建築物に対する措置

（法第十三条第一項第一号の国土交通省令で定める基準）

第十一条 法第十三条第一項第一号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 一次に掲げる基準に該当すること。

イ 第四条第一号イ又はロに掲げる基準

ロ 第四条第一号ハ又はニに掲げる基準

二 当該建築物及びその周辺の建築物（当該建築物の外壁の屋外面から水平距離六メートル以内にある建築物で次に掲げる基準のいずれかに該当するものに限る。）の延べ面積の合

計が五百平方メートルを超えるものであること。

イ 第四条第一号イ又はロ及び第三号に掲げる基準

ロ 第四条第一号ハ又はニ、第二号及び第三号に掲げる基準

三 第四条第三号に掲げる基準
(法第十三条第一項第二号の国土交通省令で定める規模)

第十二条 法第十三条第一項第二号の国土交通省令で定める規模は、標準せん断力係数が一・〇である地震の規模とする。
(法第十三条第一項第二号の国土交通省令で定める基準)

第十三条 法第十三条第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 第四条第二号に掲げる基準
二 第四条第三号に掲げる基準
(身分証明書の様式)

第十四条 法第十三条第五項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分証明書の様式は、別記第二号様式によるものとする。
(居住安定計画の認定の申請)

第十五条 法第十五条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記第三号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、これらを市町村長に提出しなければならない。

一 除却する延焼等危険建築物の位置を表示した付近見取図

二 縮尺、方位、除却する延焼等危険建築物の敷地の境界線及び境界内における除却する延焼等危険建築物の位置を表示した配置図

三 縮尺、方位及び間取並びに延焼等危険賃貸住宅の各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図

四 代替住宅の位置を表示した付近見取図

五 縮尺、方位及び間取並びに代替住宅の各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図

六 認定を申請しようとする者が除却する延焼等危険建築物を所有する者であることを証する書類

七 法第十五条第一項の意見の概要を記載した書面

八 法第十五条第三項の同意を得なければならぬ場合におけるその同意を得たことを証する書面

(居住安定計画の記載事項)

第十六条 法第十五条第五項第十一号の国土交通省令で定める事項は、所有者が延焼等危険建築物を除却した後新築する建築物の全部又は一部を代替住宅として提供する場合は当該建築物の概要とする。
(居住安定計画の認定の通知)

第十七条 法第十七条第一項の規定による通知は、第十五条の申請書の副本及び図書を添えてするものとする。
(法第二十一条第一項第二号イの国土交通省令で定める金額)

第十七条之二 法第二十一条第一項第二号イの国土交通省令で定める金額は、四十八万七千円とする。

(令第六条第一号の入居者の所得)

第十八条 令第六条第一号に規定する所得は、入居者及び同居者(現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む))をいう。以下この条において同じ。
(過去一年間における所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二編第二章第一節から第三節までの例に準じて算出した所得金額(給与所得者が就職後一年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不適当である場合においては、市町村長が認定した額とし、以下この条において「所得金額」という。))の合計から次に掲げる額を控除した額を十二で除した額とする。

一 入居者又は同居者に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得又は同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る雑所得(以下この号において「給与所得等」という。))を有する者がある場合には、その給与所得等と有する者一人につき十万円(その者の給与所得等の金額の合計額が十万円未満である場合には、当該合計額)

二 同居者又は所得税法第二十一条第三十三号に規定する同一生計配偶者(次号において「同一生計配偶者」という。))若しくは同居第三十四号に規定する扶養親族(次号及び第三号において「扶養親族」という。))を入居者及び同居者以外のもの一人につき三十八万円

三 同一生計配偶者が七十歳以上の者である場合又は扶養親族が所得税法第二十一条第一項第三十四号の四に規定する老人扶養親族である場

合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき十万円

四 扶養親族が十六歳以上二十三歳未満の者である場合には、その扶養親族一人につき二十五万円

五 入居者又は第二号に規定する者に所得税法第二十一条第二十八号に規定する障害者がある場合には、その障害者一人につき二十万円(その者が同項第二十九号に規定する特別障害者である場合には、四十万円)

六 入居者又は同居者に所得税法第二十一条第三十号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦一人につき二十万円(その者の所得金額から第一号の規定により控除する金額を控除した残額が二十万円未満である場合には、当該残額)

七 入居者又は同居者に所得税法第二十一条第三十一号に規定するひとり親がある場合には、そのひとり親一人につき三十五万円(その者の所得金額から第一号の規定により控除する金額を控除した残額が三十五万円未満である場合には、当該残額)

八 入居者又は同居者に所得税法第二十一条第三十二号に規定する親がある場合には、その親一人につき三十五万円(その者の所得金額から第一号の規定により控除する金額を控除した残額が三十五万円未満である場合には、当該残額)

九 入居者又は同居者に所得税法第二十一条第三十三号に規定する同居者がある場合には、その同居者一人につき三十八万円(その者の所得金額から第一号の規定により控除する金額を控除した残額が三十八万円未満である場合には、当該残額)

合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき十万円

四 扶養親族が十六歳以上二十三歳未満の者である場合には、その扶養親族一人につき二十五万円

五 入居者又は第二号に規定する者に所得税法第二十一条第二十八号に規定する障害者がある場合には、その障害者一人につき二十万円(その者が同項第二十九号に規定する特別障害者である場合には、四十万円)

六 入居者又は同居者に所得税法第二十一条第三十号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦一人につき二十万円(その者の所得金額から第一号の規定により控除する金額を控除した残額が二十万円未満である場合には、当該残額)

七 入居者又は同居者に所得税法第二十一条第三十一号に規定するひとり親がある場合には、そのひとり親一人につき三十五万円(その者の所得金額から第一号の規定により控除する金額を控除した残額が三十五万円未満である場合には、当該残額)

八 入居者又は同居者に所得税法第二十一条第三十二号に規定する親がある場合には、その親一人につき三十五万円(その者の所得金額から第一号の規定により控除する金額を控除した残額が三十五万円未満である場合には、当該残額)

九 入居者又は同居者に所得税法第二十一条第三十三号に規定する同居者がある場合には、その同居者一人につき三十八万円(その者の所得金額から第一号の規定により控除する金額を控除した残額が三十八万円未満である場合には、当該残額)

第十号 令第六条第一号の国土交通省令で定める基準は、二十五万九千円とする。
(移転料の支払)

第二十条 認定所有者は、認定賃貸住宅の法第七十一条の規定による通知を受けた居住者が当該認定賃貸住宅から認定居住安定計画に定められた代替住宅へその住居の移転(認定居住安定計画において延焼等危険建築物を除却した後新築する建築物の全部又は一部が代替住宅として定められている場合にあつては、当該認定居住安定計画に定められた仮住居から当該代替住宅への移転を含む))をする場合において当該認定所有者にその旨を申し出たときは、遅滞なく、その者に法第二十三条の移転料を支払わなければならない。
(法第二十九条第一項の国土交通省令で定める認定所有者)

第二十一条 法第二十九条第一項の国土交通省令で定める認定所有者は、国及び地方公共団体とする。

第三節 独立行政法人都市再生機構の行う従前居住者用賃貸住宅の建設等の業務
(法第三十条の二第一項の国土交通省令で定める防災街区の整備に関する事業)

第二十一条之二 法第三十条の二第一項の国土交通省令で定める防災街区の整備に関する事業

は、都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業及び公共施設の整備に関する事業とする。

(従前居住者用賃貸住宅の建設等の認可の申請)

第二十一条之三 独立行政法人都市再生機構は、法第三十条の二第四項の規定による認可を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 従前居住者用賃貸住宅の建設、管理、増改築又は譲渡の業務を行う土地の区域(以下この条において「施行区域」という。)の面積

二 施行区域内の土地の現況

三 当該業務に係る従前居住者用賃貸住宅の戸数

四 当該業務の実施期間

五 当該業務に係る資金計画

六 当該業務に係る法第三十条の二第一項に規定する事業の内容

七 その他必要な事項

二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 施行区域を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの

二 当該業務に係る法第三十条の二第三項の要請の内容を記載した書類

三 施行区域をその区域に含む地方公共団体から意見が提出されたときは、当該意見を記載した書類

第二章 防災街区整備地区計画等
第一節 防災街区整備地区計画
(防災街区整備地区計画の区域内における行為の届出)

第二十二條 法第三十三条第一項の国土交通省令で定める事項は、行為の完了予定日とする。

第二十三條 法第三十三条第一項の規定による届出は、別記第四号様式による届出書を提出しなければならない。

二 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 土地の区画形質の変更にあつては、次に掲げる図面

イ 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺千分の一以上のもの

ロ 設計図で縮尺百分の一以上のもの

イ 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺千分の一以上のもの

ロ 設計図で縮尺百分の一以上のもの

二 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築若しくは移転又は用途の変更にあつては、次に掲げる図面
イ 敷地内における建築物等の位置を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの
ロ 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十四条第二項に規定する建築物の緑化施設の位置を表示する図面（特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画において建築物の緑化率の最低限度が定められている場合に限る。）で縮尺百分の一以上のもの
ハ 二面以上の建築物等の断面図及び立面図並びに各階平面図（建築物である場合に限る。）で縮尺五十百分の一以上のもの
三 建築物等の形態又は意匠の変更にあつては、前号イに掲げる図面及び二面以上の立面図で縮尺五十百分の一以上のもの
四 木竹の伐採にあつては、次に掲げる図面
イ 当該行為を行う土地の区域を表示する図面で縮尺千分の一以上のもの
ロ 当該行為の施行方法を明らかにする図面で縮尺百分の一以上のもの
五 その他参考となるべき事項を記載した図書（令第十三条第三号の国土交通省令で定める行為）

第二十四条 令第十三条第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。
一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路の新設、改築、維持、修繕又は災害復旧に係る行為
二 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第八項に規定する一般自動車道又は専用自動車道（同法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）の造設又は管理に係る行為
三 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）が適用され、又は準用される河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
四 独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）第十二条第一項（同項第二号ハ及び第五号を除く。）に規定する業務又は同法附則第四条第一項に規定する業務（これに附帯する業務を除く。）に係る行為（前号に掲げるものを除く。）
五 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）による土地改良事業の施行に係る行為
六 国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第九十八号）附則第十条第一項の規定により国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第一号、第四号又は第六号に規定する業務に係る行為
七 農業を営む者が組織する団体が行う農業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為
八 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条に規定する地域森林計画に定める林道の開設又は改良に係る行為
九 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項に規定する公園施設の設置又は管理に係る行為
十 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設又は管理に係る行為
十一 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道の敷設又は管理に係る行為
十二 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第五十五号）第五条第二項第二号に規定する事業用施設の設置又は管理に係る行為
十三 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第六項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設又は自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三十六号）第二条第五項に規定する一般自動車ターミナルの設置又は管理に係る行為
十四 港務局が行う港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第十二条第一項に規定する業務に係る行為
十五 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による公共の用に供する飛行場又は同法

業務を除く。）に係る行為（前号に掲げるものを除く。）
五 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）による土地改良事業の施行に係る行為
六 国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第九十八号）附則第十条第一項の規定により国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第一号、第四号又は第六号に規定する業務に係る行為
七 農業を営む者が組織する団体が行う農業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為
八 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条に規定する地域森林計画に定める林道の開設又は改良に係る行為
九 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項に規定する公園施設の設置又は管理に係る行為
十 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設又は管理に係る行為
十一 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道の敷設又は管理に係る行為
十二 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第五十五号）第五条第二項第二号に規定する事業用施設の設置又は管理に係る行為
十三 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第六項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設又は自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三十六号）第二条第五項に規定する一般自動車ターミナルの設置又は管理に係る行為
十四 港務局が行う港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第十二条第一項に規定する業務に係る行為
十五 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による公共の用に供する飛行場又は同法

第二十五条 第二項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの設置又は管理に係る行為
十六 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
十七 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が行う同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
十八 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する放送設備（建築物であるものを除く。）の設置又は管理に係る行為
十九 電気事業法（昭和三十九年法律第七十七号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する同項第十八号に規定する電気工作物又はガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物（同条第二項に規定するガス小売事業の用に供するものを除く。）の設置又は管理に係る行為
二十 水道法（昭和三十一年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業若しくは同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する同条第八項に規定する水道施設、工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定する工業用水道施設又は下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道若しくは同条第五号に規定する都市下水路の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
二十一 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第四項に規定する熱供給施設の設置又は管理に係る行為
二十二 水害予防組合が行う水防の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
二十三 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第五十五号）第十七条第一項第一号から第三号までに掲げる業務の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
二十四 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が行う国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）第十

八条第一項第一号から第四号までに規定する業務に係る行為
二十五 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構が行う独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十一条第一項第六号に規定する業務（石油等（同法第三条に規定する石油等をいう。）の探鉱に係る調査に関するもの限り、これに附帯する業務を含む。）に係る行為（変更の届出）
第二十五条 法第三十三条第二項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の規定による届出に係る行為が同項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。
第二十六条 法第三十三条第二項の規定による届出は、別記第五号様式による変更届出書を提出してしなければならない。
第二十三条第二項の規定は、前項の届出について準用する。
第二節 防災街区整備権利移転等促進計画
（法第三十四条第二項第六号の国土交通省令で定める行為）
第二十七条 法第三十四条第二項第六号の国土交通省令で定める行為は、建築物等の移転、建築物等の用途の変更、建築物等の形態又は意匠の変更及び木竹の伐採とする。
（法第二十四条第二項第六号の国土交通省令で定める事項）
第二十八条 法第三十四条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、行為の主体及び完了予定日とする。
（法第二十四条第二項第七号の国土交通省令で定める事項）
第二十九条 法第三十四条第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、同項第一号に規定する者が設定又は移転を受ける土地に係る賃借権の条件その他土地の権利の移転等に係る法律関係に関する事項（同項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）とする。
（法第二十四条第三項第二号口の国土交通省令で定める行為）
第三十条 法第三十四条第三項第二号口の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。
一 特定建築物地区整備計画の区域（法第三十条第二項第一号に掲げる方針の内容、対象

八条第一項第一号から第四号までに規定する業務に係る行為
二十五 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構が行う独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十一条第一項第六号に規定する業務（石油等（同法第三条に規定する石油等をいう。）の探鉱に係る調査に関するもの限り、これに附帯する業務を含む。）に係る行為（変更の届出）
第二十五条 法第三十三条第二項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の規定による届出に係る行為が同項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。
第二十六条 法第三十三条第二項の規定による届出は、別記第五号様式による変更届出書を提出してなければならない。
第二十三条第二項の規定は、前項の届出について準用する。
第二節 防災街区整備権利移転等促進計画
（法第三十四条第二項第六号の国土交通省令で定める行為）
第二十七条 法第三十四条第二項第六号の国土交通省令で定める行為は、建築物等の移転、建築物等の用途の変更、建築物等の形態又は意匠の変更及び木竹の伐採とする。
（法第二十四条第二項第六号の国土交通省令で定める事項）
第二十八条 法第三十四条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、行為の主体及び完了予定日とする。
（法第二十四条第二項第七号の国土交通省令で定める事項）
第二十九条 法第三十四条第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、同項第一号に規定する者が設定又は移転を受ける土地に係る賃借権の条件その他土地の権利の移転等に係る法律関係に関する事項（同項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）とする。
（法第二十四条第三項第二号口の国土交通省令で定める行為）
第三十条 法第三十四条第三項第二号口の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。
一 特定建築物地区整備計画の区域（法第三十条第二項第一号に掲げる方針の内容、対象

八条第一項第一号から第四号までに規定する業務に係る行為
二十五 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構が行う独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十一条第一項第六号に規定する業務（石油等（同法第三条に規定する石油等をいう。）の探鉱に係る調査に関するもの限り、これに附帯する業務を含む。）に係る行為（変更の届出）
第二十五条 法第三十三条第二項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の規定による届出に係る行為が同項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。
第二十六条 法第三十三条第二項の規定による届出は、別記第五号様式による変更届出書を提出してなければならない。
第二十三条第二項の規定は、前項の届出について準用する。
第二節 防災街区整備権利移転等促進計画
（法第三十四条第二項第六号の国土交通省令で定める行為）
第二十七条 法第三十四条第二項第六号の国土交通省令で定める行為は、建築物等の移転、建築物等の用途の変更、建築物等の形態又は意匠の変更及び木竹の伐採とする。
（法第二十四条第二項第六号の国土交通省令で定める事項）
第二十八条 法第三十四条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、行為の主体及び完了予定日とする。
（法第二十四条第二項第七号の国土交通省令で定める事項）
第二十九条 法第三十四条第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、同項第一号に規定する者が設定又は移転を受ける土地に係る賃借権の条件その他土地の権利の移転等に係る法律関係に関する事項（同項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）とする。
（法第二十四条第三項第二号口の国土交通省令で定める行為）
第三十条 法第三十四条第三項第二号口の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。
一 特定建築物地区整備計画の区域（法第三十条第二項第一号に掲げる方針の内容、対象

区域及び当該方針についての住民の意見その他の事項に照らして特定建築物地区整備計画の区域に準ずると市町村が認める区域を含む。において特定地区防災施設と一体となつて促進地区内防災街区整備地区計画の区域の特定防災機能を確保するためにされる建築物等の新築、改築、増築又は移転

二 防災街区整備地区整備計画において建築物の構造に関する防火上必要な制限が定められている土地の区域（法第三十二条第二項第一号に掲げる方針の内容、対象区域及び当該方針についての住民の意見その他の事項に照らして防災街区整備地区整備計画の区域に準ずると市町村が認める区域を含む。）において火事又は地震が発生した場合の当該区域における延焼により生ずる被害の軽減に資するためにされる建築物の新築、改築、増築又は移転

（防災街区整備権利移転等促進計画についての要請）

第三十一条 法第三十五条の規定による要請をしようとする者は、防災街区整備権利移転等促進計画要請書に、次に掲げる図書を添付して、これを当該防災街区整備権利移転等促進計画を定めるべき者に提出しなければならない。

一 要請に係る土地の位置及び区域を表示した図面

二 法第三十五条の協定の写し

三 法第三十四条第三項第三号及び第四号に規定する者のすべての同意を得たことを証する書面

（防災街区整備権利移転等促進計画の決定の公告）

第三十二条 法第三十六条の規定による公告は、防災街区整備権利移転等促進計画を定めた旨及び当該防災街区整備権利移転等促進計画を市町村の公報に掲載することその他所定の方法によりするものとする。

第三十三条 削除

第三節 防災街区計画整備組合

（第三章の規定の適用についての読替規定）

第三十四条 防災街区計画整備組合（以下「計画整備組合」という。）が法第四十五条の二第一項の規定により法第四十五条第一項第一号及び第二号に掲げる事業を防災街区整備事業として行う場合の第四十五条第一項第一号の規定の適用については、同号中「認可を申請しようとする者」とあるのは、「計画整備組合の組合員」とする。

（第一種市街地再開発事業に係る認可申請書の添付書類）

第三十九条 計画整備組合は、法第四十七条第一項の規定により適用される都市再開発法第七条

る者」とあるのは、「計画整備組合の組合員」とする。

（防災街区整備事業に係る認可申請書の添付書類）

第三十五条 計画整備組合は、法第四十五条の二第一項の規定により適用される法第二百二十二条第一項若しくは第二百二十九条第一項又は第二百四十四条第一項後段（同条第四項において準用する場合を含む。）の認可を申請しようとするときは、認可申請書に法第四十五条の二第三項の合意があることを証する書面を添付しなければならない。

（土地区画整理法施行規則の規定の適用についての読替規定）

第三十六条 計画整備組合が法第四十六条第一項の規定により法第四十五条第一項第一号に掲げる事業を土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）による土地区画整理事業をいう。）として行う場合の土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）第二項第一号第一号の規定の適用については、同号中「認可を申請しようとする者」とあるのは、「防災街区計画整備組合の組合員」とする。

（土地区画整理事業に係る認可申請書の添付書類）

第三十七条 計画整備組合は、法第四十六条第一項の規定により適用される土地区画整理法第四十一条第一項若しくは第十條第一項又は第八十六条第一項後段若しくは第九十七条第一項の認可を申請しようとするときは、認可申請書に法第四十六条第三項の合意があることを証する書面を添付しなければならない。

（都市再開発法施行規則の規定の適用についての読替規定）

第三十八条 計画整備組合が法第四十七条第一項の規定により法第四十五条第一項第一号及び第二号に掲げる事業を第一種市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第二十八号）第二條第一号に規定する第一種市街地再開発事業をいう。）として行う場合の都市再開発法施行規則（昭和四十四年建設省令第五十四号）第一条の七第一項第一号の規定の適用については、同号中「認可を申請しようとする者」とあるのは、「防災街区計画整備組合の組合員」とする。

（第一種市街地再開発事業に係る認可申請書の添付書類）

第三十九条 計画整備組合は、法第四十七条第一項の規定により適用される都市再開発法第七条

の九第一項若しくは第七条の十六第一項又は第七十二条第一項後段（同条第四項において準用する場合を含む。）の認可を申請しようとするときは、認可申請書に法第四十七条第三項の合意があることを証する書面を添付しなければならない。

（電磁的方法）

第三十九条の二 法第五十一条第三項に規定する国土交通省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができないう形式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）に係る記録媒体をいう。第三十九条の四において同じ。をもつて調整するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法）

第三十九条の三 法第六十九条第五項の国土交通省令で定める方法は、前条第二号に掲げる方法とする。

（電磁的記録）

第三十九条の四 法第七十三条第四項の国土交通省令で定める電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録したものである。

（定款変更の認可申請手続）

第四十条 計画整備組合は、計画整備組合の地区に係る定款の変更について法第七十八条第二項の認可を申請しようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第七十八条第一項の規定による総会の議決を経たことを証する書面

二 計画整備組合の地区の面積を記載した書面

三 計画整備組合の地区の概況図

四 新たに計画整備組合の地区となるべき区域があるときは、当該区域内の土地について法第四十八条に規定する権利を有する者のうち組合員又は組合員たる資格を有する者で組合員となることを希望しているもの（以下この号において「組合員等」という。）の氏名又は名称並びに組合員等が当該土地について有する権利の種類及び当該権利の目的となる土地の面積を記載した書面

（総会の議事録）

第四十条の二 法第八十条の三の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は組合員が総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二 総会の議事の経過の要領及びその結果

三 総会の議長及び総会に出席した理事又は監事の氏名又は名称

四 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名又は名称

（事業基本方針に定めるべき事項）

第四十一条 法第九十一条第一項第二号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十五条第一項第一号に掲げる事業の完成予定時期

二 組合の事業に要する費用の概算額

（創立総会の議事録）

第四十一条の二 法第九十二条第八項において準用する法第八十条の三の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 創立総会が開催された日時及び場所

二 創立総会の議事の経過の要領及びその結果

三 創立総会の議長及び創立総会に出席した発起人の氏名又は名称

四 議事録の作成に係る職務を行った発起人の氏名又は名称

（設立の認可申請手続）

第四十二条 発起人は、法第九十三条第一項の認可を申請しようとするときは、定款及び事業基本方針並びに事業計画を認可申請書と共に提出

一 法第七十八条第一項の規定による総会の議決を経たことを証する書面

二 計画整備組合の地区の面積を記載した書面

三 計画整備組合の地区の概況図

四 新たに計画整備組合の地区となるべき区域があるときは、当該区域内の土地について法第四十八条に規定する権利を有する者のうち組合員又は組合員たる資格を有する者で組合員となることを希望しているもの（以下この号において「組合員等」という。）の氏名又は名称並びに組合員等が当該土地について有する権利の種類及び当該権利の目的となる土地の面積を記載した書面

（総会の議事録）

第四十条の二 法第八十条の三の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は組合員が総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二 総会の議事の経過の要領及びその結果

三 総会の議長及び総会に出席した理事又は監事の氏名又は名称

四 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名又は名称

（事業基本方針に定めるべき事項）

第四十一条 法第九十一条第一項第二号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十五条第一項第一号に掲げる事業の完成予定時期

二 組合の事業に要する費用の概算額

（創立総会の議事録）

第四十一条の二 法第九十二条第八項において準用する法第八十条の三の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 創立総会が開催された日時及び場所

二 創立総会の議事の経過の要領及びその結果

三 創立総会の議長及び創立総会に出席した発起人の氏名又は名称

四 議事録の作成に係る職務を行った発起人の氏名又は名称

（設立の認可申請手続）

第四十二条 発起人は、法第九十三条第一項の認可を申請しようとするときは、定款及び事業基本方針並びに事業計画を認可申請書と共に提出

一 法第七十八条第一項の規定による総会の議決を経たことを証する書面

二 計画整備組合の地区の面積を記載した書面

三 計画整備組合の地区の概況図

四 新たに計画整備組合の地区となるべき区域があるときは、当該区域内の土地について法第四十八条に規定する権利を有する者のうち組合員又は組合員たる資格を有する者で組合員となることを希望しているもの（以下この号において「組合員等」という。）の氏名又は名称並びに組合員等が当該土地について有する権利の種類及び当該権利の目的となる土地の面積を記載した書面

（総会の議事録）

第四十条の二 法第八十条の三の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は組合員が総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二 総会の議事の経過の要領及びその結果

三 総会の議長及び総会に出席した理事又は監事の氏名又は名称

四 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名又は名称

（事業基本方針に定めるべき事項）

第四十一条 法第九十一条第一項第二号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十五条第一項第一号に掲げる事業の完成予定時期

二 組合の事業に要する費用の概算額

（創立総会の議事録）

第四十一条の二 法第九十二条第八項において準用する法第八十条の三の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 創立総会が開催された日時及び場所

二 創立総会の議事の経過の要領及びその結果

三 創立総会の議長及び創立総会に出席した発起人の氏名又は名称

四 議事録の作成に係る職務を行った発起人の氏名又は名称

（設立の認可申請手続）

第四十二条 発起人は、法第九十三条第一項の認可を申請しようとするときは、定款及び事業基本方針並びに事業計画を認可申請書と共に提出

し、かつ、当該認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 発起人が促進地区内防災街区整備地区計画の区域内の土地について所有権又は借地権を有する者であることを証する書面

二 法第九十二条第三項の規定による創立総会の議決を経たことを証する書面

三 計画整備組合の地区の面積を記載した書面

四 計画整備組合の地区の概況図

五 法第九十二条第五項の規定により設立の同意を申し出た者の氏名又は名称並びにこれら有する権利の種類及び当該権利の目的となる土地の面積を記載した書面

(防災街区整備事業又は第一種市街地再開発事業の施行地区内における権利処分要請手続)

第四十三条 法第一百一十一条第一項又は法第一百四十一条の規定による要請をしようとする計画整備組合は、別記第六号様式の権利処分要請書を防災街区整備推進機構に提出しなければならない。

第三章 防災街区整備事業

第一節 総則

(法百八十八条第一項第二号の国土交通省令で定める規模)

第四十三条の二 法百八十八条第一項第二号の国土交通省令で定める規模は、標準せん断力係数が〇・二である地震の規模とする。

(法百八十八条第一項第二号の国土交通省令で定める基準)

第四十三条の三 法百八十八条第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 建築物の地上部分について前条に規定する規模の地震によって各階に生ずる水平方向の層間変位を国土交通大臣が定める方法により計算し、当該層間変位の当該各階の高さに対する割合が二分の一(前条に規定する規模の地震による建築基準法施行令第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分の変形によつて建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百二十分の一)を超えないこと。

二 損傷、腐食その他の劣化が進み前条に規定する規模の地震によって外壁が剥落するおそれがあること。

第二節 施行者

第一款 総則

(意見書の内容の審査の方法)

第四十三条の四 令第二十五条の二第一項において準用する行政不服審査法施行令(平成二十七

年政令第三百九十一号)第八条に規定する方法によつて口頭意見陳述(法第四百十条第五項(法第五百五十七条第二項、法第六百九条及び法第七百七十二条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)において準用する行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。)の期日における審理を行う場合

には、審理関係人(法第四百十条第五項において準用する行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下この項において同じ。)の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて都道府県知事が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

2 前項の規定は、令第二十五条の二第二項において準用する同条第一項において準用する行政不服審査法施行令第八条に規定する方法によつて口頭意見陳述(法百八十一条第二項(法百八十四条において準用する場合を含む。))において準用する法百四十条第五項において準用する口頭意見陳述をいう。)の期日における審理を行う場合において準用する。この場合において、前項「都道府県知事」とあるのは「法百七十九条第一項前段の地方公共団体」と読み替へるものとする。

3 第一項の規定は、令第二十五条の二第三項において準用する同条第一項において準用する行政不服審査法施行令第八条に規定する方法によつて口頭意見陳述(法百八十一条第三項及び第四項において準用する法百四十条第五項において準用する口頭意見陳述をいう。)の期日における審理を行う場合において準用する。この場合において、第一項「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣(市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事)」と読み替へるものとする。

第二款 個人施行者

(認可申請手続)

第四十四条 法百二十二条第一項、法百二十九条第一項、法百三十条において準用する都市再開発法第七條の十七第四項後段又は法百三十二条第一項の規定による認可を申請しようとする者は、認可申請書を提出しなければならない。

2 法百二十二条第一項の規定による認可を申請しようとする者は、一人で施行しようとする者にあつては規程及び事業計画を、数人共同して施行しようとする者にあつては規約及び事業計画を認可申請書とともに提出しなければならない。

3 法百三十条において準用する都市再開発法第七條の十七第四項後段の規定による認可を申請しようとする者は、規約を認可申請書とともに提出しなければならない。

4 法百二十九条第一項の規定による認可を申請しようとする個人施行者は、変更に係る規程若しくは規約又は事業計画を認可申請書とともに提出しなければならない。

(認可申請書の添付書類)

第四十五条 法百二十二条第一項の規定による認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 認可を申請しようとする者が施行地区となるべき区域内の宅地の所有者又は借地権者であるときはその旨を証する書類

二 法百二十五条の同意を得たことを証する書類

三 認可を申請しようとする者が法百二十六条第一項の同意を得なければならない場合において、その同意を得たことを証する書類

法百二十九条第二項において準用する法百二十六条第一項の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類

三 認可を申請しようとする個人施行者が法百二十九条第三項の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類

2 法百二十二条第一項の規定による認可を申請しようとする者は、一人で施行しようとする者にあつては規程及び事業計画を、数人共同して施行しようとする者にあつては規約及び事業計画を認可申請書とともに提出しなければならない。

3 法百三十条において準用する都市再開発法第七條の十七第四項後段の規定による認可を申請しようとする者は、規約を認可申請書とともに提出しなければならない。

4 法百二十九条第一項の規定による認可を申請しようとする個人施行者は、変更に係る規程若しくは規約又は事業計画を認可申請書とともに提出しなければならない。

(認可申請書の添付書類)

第四十五条 法百二十二条第一項の規定による認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 認可を申請しようとする者が施行地区となるべき区域内の宅地の所有者又は借地権者であるときはその旨を証する書類

二 法百二十五条の同意を得たことを証する書類

三 認可を申請しようとする者が法百二十六条第一項の同意を得なければならない場合において、その同意を得たことを証する書類

法百二十九条第二項において準用する法百二十六条第一項の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類

三 認可を申請しようとする個人施行者が法百二十九条第三項の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類

2 法百二十二条第一項の規定による認可を申請しようとする個人施行者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 認可を申請しようとする個人施行者が法百二十九条第二項において準用する法百二十六条第一項の同意を得なければならない場合において、その同意を得たことを証する書類

二 認可を申請しようとする個人施行者が法百二十九条第二項において準用する法百二十六条第一項の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類

三 認可を申請しようとする個人施行者が法百二十九条第三項の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類

3 法百三十二条第一項の規定による認可を申請しようとする個人施行者は、認可申請書に防災街区整備事業の終了を明らかにする書類を添付しなければならない。

(規程又は規約の記載事項)

第四十六条 法百二十三条第十号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 審査委員に関する事項

二 会計に関する事項

三 事業計画において個別利用区が定められたときは、法百二十二条第二項第二号の規程又は規約で定める規模

(公告事項)

第四十七条 法百二十八条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 防災街区整備事業の名称

二 事務所所在地

三 施行認可の年月日

四 施行者の住所

五 事業年度

六 公告の方法

七 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

法百二十九条第二項において準用する法百二十八条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 防災街区整備事業の名称及び事務所の所在地並びに施行認可の年月日

二 施行者の氏名若しくは名称、事業施行期間、施行地区若しくは工区又は前項第一号、第二号、第五号若しくは第六号に掲げる事項に関して変更がされたときは、その変更の内容

三 事業計画の変更により新たに個別利用区が定められたとき又は事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い個別利用区的面積が拡張されたときは、個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限

四 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたとき、又は個別利用区内の宅地若しくはその借地権が与えられるように定めるべき旨の申出に応じない旨の決定があつたときは、権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

五 規程若しくは規約又は事業計画の変更の認可の年月日

3 都市再開発法施行規則第一条の九第三項の規定は、法百三十条において準用する都市再開発法第七條の十七第四項後段の規定により定められた規約について認可した場合における法百三十条において準用する都市再開発法第七條

の十七第八項の国土交通省令で定める事項について準用する。

4 都市再開発法施行規則第一条の九第四項の規定は、法第三十条において準用する都市再開発法第七條の十七第七項の規定による届出を受理した場合における法第三十条において準用する都市再開発法第七條の十七第八項の国土交通省令で定める事項について準用する。
5 法第三十二條第二項において準用する法第二百二十八條第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一 防災街区整備事業の名称及び施行認可の年月日
二 防災街区整備事業の終了の認可の年月日
（施行者の変動の届出についての都市再開発法施行規則の準用）

第四十八條 都市再開発法施行規則第一条の十の規定は、法第三十条において準用する都市再開発法第七條の十七第七項に規定する施行者の変動の届出について準用する。
第三款 防災街区整備事業組合
（定款の記載事項）
第四十九條 第四十六條の規定は、法第三十四条第一項第十二号の国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、第四十六條第三号中「規準又は規約」とあるのは、「定款」と読み替えるものとする。
（認可申請手続）
第五十條 法第三十六條第一項から第三項まで、法第五十七條第一項又は法第六十三條第四項の規定による認可を申請しようとする者は、定款及び事業計画を認可申請書とともに提出しなければならない。

2 法第三十六條第一項の規定による認可を申請しようとする者は、定款及び事業計画を認可申請書とともに提出しなければならない。
3 法第三十六條第二項の規定による認可を申請しようとする者は、定款及び事業基本方針を認可申請書とともに提出しなければならない。
4 法第三十六條第三項の規定による認可を申請しようとする防災街区整備事業組合（以下「事業組合」という。）は、事業計画の案を認可申請書とともに提出しなければならない。
5 法第五十七條第一項の規定による認可を申請しようとする事業組合は、変更に係る定款又は事業計画若しくは事業基本方針を認可申請書とともに提出しなければならない。

第五十一條 法第三十六條第一項の規定による認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 認可を申請しようとする者が施行地区となるべき区域内の宅地の所有者又は借地権者であることを証する書類
二 法第三十七條第一項において準用する法第二百二十五條の同意を得たことを証する書類
三 法第三十八條第一項の同意を得たことを証する書類
四 法第三十六條第二項の規定による認可を申請しようとする者は、認可申請書に前項第一号及び第三号に掲げる書類を添付しなければならない。
五 法第三十六條第三項の規定による認可を申請しようとする事業組合は、認可申請書に事業計画の決定について総会の議決を経たことを証する書類及び第一項第二号に掲げる書類を添付しなければならない。

第五十二條 法第三十七條第二項の防災街区整備事業の施行の方針においては、当該防災街区整備事業の目的、事業施行予定期間及び法第三十六條第三項の認可を受けるまでの資金計画を定めなければならない。
（施行地区予定地の公告）
第五十三條 市町村長は、法第三十九條第二項（法第五十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告をしようとするときは、施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称（市町村の区域内の町又は字の区域の一部が含まれる場合においては、その一部の区域内の土地の地番）を公告し、かつ、当該区域内の土地の面を当該市町村の事務所においてその公告をした日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
（借地権の申告手続）
第五十四條 法第三十九條第三項（法第五十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による申告をしようとする者は、別記第七号様式の借地権申告書を市町村長に提出しなければならない。
前項の借地権申告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
一 借地権申告書に署名した者の運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二條第一項に規定する運転免許証をいう。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）、旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三十九号）第二条第五号に規定する旅券をいう。）の写しその他その者が本人であることを確認するに足りる書類（法人にあっては、印鑑登録証明書その他その者が本人であることを確認するに足りる書類）（第八十六條第二項において「本人確認書類」という。）
二 借地権が宅地の一部を目的としている場合においては、その部分の位置を明らかにする見取図（方位を記載すること。）
三 市町村長は、第一項の借地権申告書が借地権を証する書面を添えて提出された場合において、その書面がその借地権を証するに足りないことと認めるときは、更に必要な書類の提出を求めることができる。

（組合員の周知等）
第五十四條の二 法第三十六條第二項の規定により設立された事業組合は、同条第三項の事業計画の案を作成したときは、その決定に係る総会の開催日の一月前までに、当該事業計画の案に関する説明会を開催しなければならない。この場合において、事業組合は、少なくとも説明会の開催日の五日前から第四項の規定により意見書を提出することができる期間の満了の日までの間、当該事業計画の案を主たる事務所に備え付けなければならない。
二 説明会は、できる限り、説明会に参加する組合員の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定め、開催するものとする。
三 事業組合は、説明会の開催日の五日前までに、説明会の開催の日時及び場所並びに次項の規定により意見書を提出することができる期間を組合員に通知しなければならない。
四 組合員は、事業組合が説明会の翌日から起算して二週間を下らない範囲内で定める期間が経過する日までの間、当該事業計画の案について、事業組合に意見書を提出することができる。（公告事項）
第五十五條 法第四十三條第一項の国土交通省令で定める事項は、法第三十六條第一項の認可に係る公告にあっては第一号から第六号まで、同条第三項の認可に係る公告にあっては第一号、第二号及び第五号から第七号までに掲げるものとする。
一 事務所所在地
二 設立認可の年月日
三 事業年度
四 公告の方法
五 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限
六 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
七 事業計画の認可の年月日
法第四十三條第二項の国土交通省令で定める事項は、前項第一号から第四号までに掲げるもの及び事業施行予定期間とする。
法第五十七條第二項において準用する法第二百四十三條第一項又は第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一 事務所所在地及び設立認可の年月日
二 事業組合の名称、事業施行期間若しくは事業施行予定期間、施行地区若しくは工区又は前項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる

整備事業の目的、事業施行予定期間及び法第三十六條第三項の認可を受けるまでの資金計画を定めなければならない。
（施行地区予定地の公告）
第五十三條 市町村長は、法第三十九條第二項（法第五十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告をしようとするときは、施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称（市町村の区域内の町又は字の区域の一部が含まれる場合においては、その一部の区域内の土地の地番）を公告し、かつ、当該区域内の土地の面を当該市町村の事務所においてその公告をした日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
（借地権の申告手続）
第五十四條 法第三十九條第三項（法第五十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による申告をしようとする者は、別記第七号様式の借地権申告書を市町村長に提出しなければならない。
前項の借地権申告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
一 借地権申告書に署名した者の運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二條第一項に規定する運転免許証をいう。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）、旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三十九号）第二条第五号に規定する旅券をいう。）の写しその他その者が本人であることを確認するに足りる書類（法人にあっては、印鑑登録証明書その他その者が本人であることを確認するに足りる書類）（第八十六條第二項において「本人確認書類」という。）
二 借地権が宅地の一部を目的としている場合においては、その部分の位置を明らかにする見取図（方位を記載すること。）
三 市町村長は、第一項の借地権申告書が借地権を証する書面を添えて提出された場合において、その書面がその借地権を証するに足りないことと認めるときは、更に必要な書類の提出を求めることができる。

（組合員の周知等）
第五十四條の二 法第三十六條第二項の規定により設立された事業組合は、同条第三項の事業計画の案を作成したときは、その決定に係る総会の開催日の一月前までに、当該事業計画の案に関する説明会を開催しなければならない。この場合において、事業組合は、少なくとも説明会の開催日の五日前から第四項の規定により意見書を提出することができる期間の満了の日までの間、当該事業計画の案を主たる事務所に備え付けなければならない。
二 説明会は、できる限り、説明会に参加する組合員の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定め、開催するものとする。
三 事業組合は、説明会の開催日の五日前までに、説明会の開催の日時及び場所並びに次項の規定により意見書を提出することができる期間を組合員に通知しなければならない。
四 組合員は、事業組合が説明会の翌日から起算して二週間を下らない範囲内で定める期間が経過する日までの間、当該事業計画の案について、事業組合に意見書を提出することができる。（公告事項）
第五十五條 法第四十三條第一項の国土交通省令で定める事項は、法第三十六條第一項の認可に係る公告にあっては第一号から第六号まで、同条第三項の認可に係る公告にあっては第一号、第二号及び第五号から第七号までに掲げるものとする。
一 事務所所在地
二 設立認可の年月日
三 事業年度
四 公告の方法
五 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限
六 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
七 事業計画の認可の年月日
法第四十三條第二項の国土交通省令で定める事項は、前項第一号から第四号までに掲げるもの及び事業施行予定期間とする。
法第五十七條第二項において準用する法第二百四十三條第一項又は第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一 事務所所在地及び設立認可の年月日
二 事業組合の名称、事業施行期間若しくは事業施行予定期間、施行地区若しくは工区又は前項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる

事項に関して変更がされたときは、その変更の内容

三 事業計画の変更により新たに個別利用区が定められたとき、又は事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い個別利用区的面積が拡張されたときは、個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることが出来る期限

四 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたとき、又は個別利用区内の宅地若しくはその借地権が与えられるように定めるべき旨の申出に応じない旨の決定があったときは、権利変換を希望しない旨の申出をすることが出来る期限

五 定款又は事業計画の変更の認可の年月日

(組合員名簿の記載事項)

第五十六条 法第四十六条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第四十四条第三項の代表者を選任したときは、その者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)

二 組合員名簿の作成又は変更の年月日

(定款の変更に関する特別議決事項)

第五十七条 令第二十八条第一項第四号の国土交通省令で定める事項は、法第二十条第二項第二号の規定による宅地の地積の規模の決定又は変更とする。

第五十八条 法第五十七条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 都市計画の変更に伴う設計の概要の変更

二 防災施設建築物の設計の概要の変更で、最近の認可に係る当該防災施設建築物の延べ面積の十分の一を超える延べ面積の増減を伴わないもの

三 防災施設建築物敷地内の主要な給水施設、排水施設、電気施設若しくはガス施設又は広場、駐車施設、遊び場その他の共同施設、通路若しくは消防用水利施設の位置の変更

四 公共施設の構造の変更

五 事業施行期間の変更

六 資金計画の変更

(参加組合員の負担金及び分担金の納付)

第五十九条 参加組合員が法第五十九条第一項の規定により納付すべき負担金の納付期限、分割して納付する場合における分割の回数、各納

付期限及び各納付期限ごとの納付金額その他の負担金の納付に関する事項は、定款で定めるものとする。この場合において、最終の納付期限は、法第二百四十四条第二項の公告の日から一月を超えてはならない。

2 参加組合員以外の組合員が賦課金を納付すべき場合においては、参加組合員は、分担金を納付するものとする。

3 分担金の額は、参加組合員の納付する負担金の額及び参加組合員以外の組合員が施行地区内に所有する宅地又は借地権の価額を考慮して、賦課金の額と均衡を失しないように定めるものとし、分担金の納付方法は、賦課金の賦課徴収の方法の例によるものとする。

(決算報告書作成についての都市再開発法施行規則の準用)

第六十条 都市再開発法施行規則第十六条の規定は、法第六十四条において準用する都市再開発法第四十九条の規定による決算報告書の作成について準用する。

第四款 事業会社

(認可申請手続)

第六十一条 法第六十五条第一項、法第七十二条第一項、法第七十五条第一項又は法第七十八条第一項の規定による認可を申請しようとする者は、規準及び事業計画を認可申請書とともに提出しなければならない。

2 法第六十五条第一項の規定による認可を申請しようとする者は、規準及び事業計画を認可申請書とともに提出しなければならない。

3 法第七十二条第一項の規定による認可を申請しようとする事業会社は、変更に係る規準又は事業計画を認可申請書とともに提出しなければならない。

(認可申請書の添付書類)

第六十二条 法第六十五条第一項の規定による認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款の写し

二 株主名簿の写し

三 法第六十九条第三項第四号の要件を満たしていることを証する書類

四 法第六十九条において準用する法第六十二条の同意を得たことを証する書類

五 法第六十七条の同意を得たことを証する書類

2 法第七十二条第一項の規定による認可を申請しようとする事業会社は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款の写し

二 株主名簿の写し

三 法第六十九条第三項第四号の要件を満たしていることを証する書類

四 法第六十九条において準用する法第六十二条の同意を得たことを証する書類

五 法第六十七条の同意を得たことを証する書類

一 定款の写し

二 株主名簿の写し

三 法第六十九条第三項第四号の要件を満たしていることを証する書類

四 認可を申請しようとする事業会社が法第七十二条第二項において準用する法第二百二十五条の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類

五 認可を申請しようとする事業会社が法第七十二条第二項において準用する法第二百九条第三項の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類

六 法第七十二条第二項において準用する法第六十七条の同意を得たことを証する書類

3 法第七十五条第一項の規定による認可を申請しようとする事業会社は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 合併後存続する会社、合併により設立される会社若しくは会社分割により防災街区整備事業を承継する会社又は防災街区整備事業の譲り受ける会社若しくは防災街区整備事業の一部を譲り受ける会社(次号において「合併会社」という。)に係る定款の写し

二 合併会社等に係る株主名簿の写し

三 法第六十九条第三項第四号の要件を満たしていることを証する書類

四 合併若しくは分割又は防災街区整備事業の譲渡及び譲受を必要とする理由を記載した書類

五 合併契約書、分割計画書若しくは分割契約書又は事業の譲渡及び譲受に関する契約書の写し

4 法第七十八条第一項の規定による認可を申請しようとする事業会社は、認可申請書に防災街区整備事業の終了を明らかにする書類を添付しなければならない。

(規準の記載事項)

第六十三条 第四十六条の規定は、法第六十六条第一項第九号の国土交通省令で定める事項について準用する。

第六十四条 第五十三条の規定は、法第六十八条第二項(法第七十二条第二項において準用する場合を含む。)において準用する法第三十九条第二項の規定による市町村長の公告について準用する。

(借地権の申告手続)

第六十五条 法第六十八条第二項(法第七十二条第二項において準用する場合を含む。)において準用する法第三十九条第三項の規定による申告をしようとする者は、別記第七号様式の借地権申告書を市町村長に提出しなければならない。

2 第五十四条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する申告について準用する。

(公告事項)

第六十六条 法第七十一条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 事務所のある地

二 施行認可の年月日

三 事業年度

四 公告の方法

五 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることが出来る期限

六 権利変換を希望しない旨の申出をすることが出来る期限

2 法第七十二条第二項において準用する法第七十一条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 事務所の所在地及び施行認可の年月日

二 事業会社の名称、防災街区整備事業の名称、事業施行期間、施行地区若しくは工区又は前項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる事項に関して変更がされたときは、その変更の内容

三 事業計画の変更により新たに個別利用区が定められたとき、又は事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い個別利用区的面積が拡張されたときは、個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることが出来る期限

四 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたとき、又は個別利用区内の宅地若しくはその借地権が与えられるように定めるべき旨の申出に応じない旨の決定があったときは、権利変換を希望しない旨の申出をすることが出来る期限

五 規準又は事業計画の変更の認可の年月日

3 法第七十五条第二項において準用する法第七十一条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 事務所のある地及び施行認可の年月日

二 事業会社の名称に関して変更がされたときは、その変更の内容

4 法第七十八條第二項において準用する法第七十一條第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 施行認可の年月日
- 二 防災街区整備事業の終了の認可の年月日（縦覧手続等を要しない規準又は事業計画の変更）

第六十七條 法第七十二條第二項の国土交通省令で定める軽微な変更のうち規準に係るものは、事業に要する経費の分担に関する事項の変更以外のものとする。

2 第五十八條の規定は、法第七十二條第二項の国土交通省令で定める軽微な変更のうち事業計画に係るものについて準用する。

第六十八條 法第六十六條第一項第五号に規定する特定事業参加者が法第七十三條第一項の規定により納付すべき負担金の納付期限、分割して納付する場合における分割の回数、各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額その他の負担金の納付に関する事項は、規準で定めるものとする。

第五款 地方公共団体（認可申請手続）

第六十九條 地方公共団体は、法第七十九條第一項後段（法第八十四條において準用する場合を含む。）の規定による認可を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を提出しなければならない。

- 一 防災街区整備事業の名称
 - 二 施行者の名称及び事業施行期間
 - 三 資金計画
 - 四 防災街区整備事業の範囲
 - 五 事業計画の縦覧及び意見書の処理の経過
- 2 前項の認可申請書には、法第八十一條第四項（法第八十四條において準用する場合を含む。）において準用する法第二百二十五條の協議の内容を証する書類を添付しなければならない。

（施行規程の記載事項）

第六十九條の二 法第八十條第二項第九号の国土交通省令で定める事項は、事業計画において個別利用区が定められた場合における法第二十二條第二項第二号の施行規程で定める規模とする。

（公告事項）

第七十條 法第八十二條第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 施行者の名称
- 二 事務所所在地
- 三 事業計画の決定の年月日又は当該事業計画において定めた設計の概要についての認可の年月日
- 四 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限
- 五 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

2 法第八十四條において準用する法第八十二條第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 施行者の名称及び事務所の所在地並びに事業計画の決定の年月日
- 二 防災街区整備事業の名称、事業施行期間、施行地区若しくは工区又は前項第一号若しくは第二号に掲げる事項に関して変更がされたときは、その変更の内容
- 三 事業計画の変更により新たに個別利用区が定められたとき、又は事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い個別利用区的面積が拡張されたときは、個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限
- 四 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたとき、個別利用区内の宅地若しくはその借地権が与えられるように定めるべき旨の申出に応じない旨の決定があつたときは、権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
- 五 事業計画の変更の年月日又は事業計画において定めた設計の概要に関して変更がされたときは、当該設計の概要の変更についての認可の年月日

（縦覧手続等を要しない事業計画の変更）

第七十一條 第五十八條の規定は、法第八十四條の国土交通省令で定める軽微な事業計画の変更について準用する。

（特定事業参加者の負担金の納付）

第七十二條 法第八十條第二項第五号に規定する特定事業参加者が法第八十五條第一項の規定により納付すべき負担金の納付期限、分割して納付する場合における分割の回数、各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額その他の負担

金の納付に関する事項は、施行規程で定めるものとする。

第六款 独立行政法人都市再生機構等（認可申請手続）

第七十三條 独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」と総称する。）は、法第八十八條第一項前段の認可を申請しようとするときは施行規程及び事業計画を、同項後段の認可を申請しようとするときは変更に係る施行規程又は事業計画を認可申請書とともに提出しなければならない。

2 前項の認可申請書には、法第八十八條第三項又は第四項において準用する法第二百二十五條の協議の内容を証する書類を添付しなければならない。

（施行規程の記載事項）

第七十三條の二 第六十九條の二の規定は、法第八十八條第三項において準用する法第八十條第三項の国土交通省令で定める事項について準用する。

（公告事項）

第七十四條 法第八十八條第三項において準用する法第四十三條第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 施行者の名称
- 二 事務所所在地
- 三 施行規程及び事業計画の認可の年月日
- 四 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限
- 五 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

2 法第八十八條第四項において準用する法第二百四十三條第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 施行者の名称及び事務所の所在地並びに施行規程及び事業計画の認可の年月日
- 二 防災街区整備事業の名称、事業施行期間、施行地区若しくは工区又は事務所所在地に關して変更がされたときは、その変更の内容
- 三 事業計画の変更により新たに個別利用区が定められたとき、又は事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い個別利用区的面積が拡張されたときは、個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限
- 四 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたとき、又

は個別利用区内の宅地若しくはその借地権が与えられるように定めるべき旨の申出に応じない旨の決定があつたときは、権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

五 施行規程又は事業計画の変更の認可の年月日

（縦覧手続等を要しない施行規程又は事業計画の変更）

第七十五條 法第八十八條第四項の国土交通省令で定める軽微な変更のうち施行規程に係るものは、次に掲げるもの以外のものとする。

一 事業に要する経費の分担に関する事項の変更

二 防災街区整備審査会の委員の任命に関する事項の変更

2 第五十八條の規定は、法第八十八條第四項（法第四十條（第一項ただし書を除く。）の規定の準用に係る部分に限る。）の国土交通省令で定める軽微な変更のうち事業計画に係るものについて準用する。

（特定事業参加者の負担金の納付）

第七十六條 法第八十八條第三項において準用する法第八十條第二項第五号に規定する特定事業参加者が法第八十八條第三項の規定により納付すべき負担金の納付期限、分割して納付する場合における分割の回数、各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額その他の負担金の納付に関する事項は、施行規程で定めるものとする。

第七款 事業計画の内容及び技術的基準

第七十七條 法第二百二十四條第一項（法第二百七十七條、法第二百六十九條、法第八十一條第四項及び法第八十八條第三項において準用する場合を含む。以下この款において同じ。）又は法第二百三十七條第二項の施行地区（施行地区を工区に分けるとときは、施行地区及び工区。以下この条において同じ。）は、施行地区位置図及び施行地区区域図を作成して定めなければならない。

2 前項の施行地区位置図は、縮尺二万五千分の一以上とし、施行地区の位置を表示した地形図でなければならない。

3 第一項の施行地区区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、施行地区の区域並びにその区域を明らかに表示するに必要な範囲内において都

は個別利用区内の宅地若しくはその借地権が与えられるように定めるべき旨の申出に応じない旨の決定があつたときは、権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

五 施行規程又は事業計画の変更の認可の年月日

（縦覧手続等を要しない施行規程又は事業計画の変更）

第七十五條 法第八十八條第四項の国土交通省令で定める軽微な変更のうち施行規程に係るものは、次に掲げるもの以外のものとする。

一 事業に要する経費の分担に関する事項の変更

二 防災街区整備審査会の委員の任命に関する事項の変更

2 第五十八條の規定は、法第八十八條第四項（法第四十條（第一項ただし書を除く。）の規定の準用に係る部分に限る。）の国土交通省令で定める軽微な変更のうち事業計画に係るものについて準用する。

（特定事業参加者の負担金の納付）

第七十六條 法第八十八條第三項において準用する法第八十條第二項第五号に規定する特定事業参加者が法第八十八條第三項の規定により納付すべき負担金の納付期限、分割して納付する場合における分割の回数、各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額その他の負担金の納付に関する事項は、施行規程で定めるものとする。

第七款 事業計画の内容及び技術的基準

第七十七條 法第二百二十四條第一項（法第二百七十七條、法第二百六十九條、法第八十一條第四項及び法第八十八條第三項において準用する場合を含む。以下この款において同じ。）又は法第二百三十七條第二項の施行地区（施行地区を工区に分けるとときは、施行地区及び工区。以下この条において同じ。）は、施行地区位置図及び施行地区区域図を作成して定めなければならない。

2 前項の施行地区位置図は、縮尺二万五千分の一以上とし、施行地区の位置を表示した地形図でなければならない。

3 第一項の施行地区区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、施行地区の区域並びにその区域を明らかに表示するに必要な範囲内において都

を明らかに表示するに必要な範囲内において都

道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は木の境界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならぬ。

第八十一条において同じ。の技術的基準は、次に掲げるものとする。

第七十八條 法第二百二十四条第一項の設計の概要及び同条第二項（法第三百三十七條第一項、法第六十九條、法第八十一條第四項及び法第八十八條第三項において準用する場合を含む。）の個別利用区は、設計説明書及び設計図を作成して定めなければならない。

- 2 前項の設計説明書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 防災施設建築物の設計の概要
二 防災施設建築物敷地の設計の概要
三 公共施設の設計の概要
四 個別利用区内の宅地の設計の概要

- 3 第一項の設計図は、次の表に掲げるものとす。
図面の種類 縮尺 明示すべき事項
防災施設建築物 縮尺 五百分縮尺並びに柱、外壁、廊下の断面の図
防災施設建築物敷地 縮尺 五百分縮尺並びに、階段及び昇降機的位置の断面の図
防災施設建築物敷地 縮尺 五百分縮尺並びに、主要な給水施設、排水施設、電気施設及びガス施設並びに広場、駐車施設、遊び場その他の共同施設、通路及び消防用水利施設、遊歩道の位置の断面の図
個別利用区内の宅地 縮尺 五百分縮尺並びに、公共施設敷地の位置及び形状の断面の図

Table with 3 columns: 図面の種類, 縮尺, 明示すべき事項. Rows include 防災施設建築物, 防災施設建築物敷地, 個別利用区内の宅地.

第七十九條 法第二百二十四条第一項の設計の概要に関する同条第六項（法第三百三十七條第一項、法第六十九條、法第八十一條第四項及び法第八十八條第三項において準用する場合を含む。）の技術的基準

設計の概要は、次に掲げるものとする。

- 一 設計の概要は、施行地区内の水道施設等の機能の維持と災害時における避難路等災害防止上必要な施設の確保を考慮して定めなければならない。
二 設計の概要は、施行地区又はその周辺の地域における義務教育施設、水道施設等の公益的施設の整備の状況を勘案して、当該施行地区及びその周辺の地域における利便の保全が図られるように定めなければならない。
三 設計の概要は、防災施設建築物に關し権利を与えられることとなる者の居住条件等を考慮して、できる限り、当該防災施設建築物の低廉化を図るよう定めなければならない。
四 防災施設建築物の構造は、用途が同一であり、又は類似する防災施設建築物の各戸を集合的に配置することができること、各戸の利用の独立性を確保すること等その合理的利用を確保することができるものとしなければならない。
五 防災施設建築物の構造は、防災施設建築物の規模及び各階の用途に応じた防災施設建築物の安全性並びに各階の用途に応じた機能が確保されたものとしなければならない。
六 防災施設建築物の廊下、階段その他の共用部分は、防災施設建築物の規模及び用途構成に応じた適正な規模及び配置のものとし、管理保全の利便が確保されたものとしなければならない。
七 防災施設建築物敷地内の広場、駐車施設、遊び場その他の共同施設は、防災施設建築物の規模及び建築形態並びに用途構成に応じて、良好な都市環境が形成されるよう適切に配置しなければならない。
八 防災施設建築物敷地内の通路は、防災施設建築物の各棟から公共施設及び当該地区内の広場、駐車施設、遊び場その他の共同施設に適切に連絡するように配置しなければならない。
九 設計の概要は、消防に必要な水利を設けるように定めなければならない。
十 防災施設建築物敷地内の主要な給水施設、排水施設、電気施設及びガス施設は、防災施設建築物の規模及び用途構成に応じ、当該区域について想定される需要を確保することができるよう適切に配置しなければならない。

第八十條 法第二百二十四条第一項の資金計画は、資金計画書を作成し、収支予算を明らかにして定めなければならない。

第八十一条 法第二百二十四条第一項の資金計画に關する同条第六項の技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 資金計画のうち収入予算においては、収入の確実であると認められる金額を収入金として計上しなければならない。
二 資金計画のうち支出予算においては、適正かつ合理的な基準によりその経費を算定し、これを支出金として計上しなければならない。

第三節 防災街区整備事業の施行

第一款 測量、調査等

第八十二条 令第三十二条において準用する都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）第二十三条の国土交通省令で定める様式は、別記第八号様式とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

第八十三条 法第九十五条第一項の国土交通省令で定める標識は、標示杭に測量の目的及び施行者となる者若しくは事業組合を設立しようとする者又は施行者の氏名又は名称を表示したものとす。

（防災街区整備事業の概要を周知させるための必要な措置）

第八十四条 法第九十八条の防災街区整備事業の概要を周知させるための必要な措置は、次に定めるところにより、説明のための会合を開催することとする。ただし、関係権利者が参集しないためその他施行者の責めに帰することができない理由により、あらかじめ定められた日時及び場所において説明のための会合を開催することができないときは、会合の開催以外の方法によることができる。

- 一 会合を開催する場所は、できる限り、関係権利者の参集の利便を考慮して定めること。
二 会合の日時及び場所を会合を開催する日の一週間前までに、関係権利者に通知し、又は新聞紙に広告すること。
三 会合には、都道府県の職員又は市町村（都特別区の存する区域にあっては、特別区）の長若しくは職員の立会いを求めること。

（土地調査及び物件調査の様式）
第八十五条 法第九十九条第二項において準用する土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十七条第四項の国土交通省令で定める土地調査の様式は別記第九号様式とし、物件調査の様式は別記第十号様式とする。

第二款 権利変換手続
（権利処分承認申請手続）
第八十六条 法第二百一条第二項の規定により権利の処分について承認を得ようとする者は、別記第十一号様式の権利処分承認申請書を施行者に提出しなければならない。

2 前項の権利処分承認申請書には、権利の処分について承認を得ようとする者及び権利の処分の相手方の本人確認書類を添付しなければならない。（個別利用区内の宅地への権利変換の申出の方法）
第八十七条 法第二百二条第一項の申出は、別記第十二号様式の個別利用区内の宅地への権利変換の申出書に、自己が施行地区内の宅地の所有者又は借地権者であることを証する書面を添付して、これを施行者に提出しなければならない。この場合において、その申出については同条第二項第一号の同意を得なければならないときは、別記第十三号様式の個別利用区内の宅地への権利変換の申出に關する同意書を添付しなければならない。

（権利変換を希望しない旨の申出等の方法）
第八十八条 法第二百三条第一項の申出をしようとする者（同条第四項の規定により新たに同条第一項の申出をしようとする者を含む。）は、別記第十四号様式の権利変換を希望しない旨の申出書に、自己が施行地区内の宅地（指定宅地を除く。）の所有者若しくは借地権者又は施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に権原に基づき建築物を所有する者であることを証する書面を添付して、これを施行者に提出しなければならない。この場合において、その申出について同条第二項の同意を得なければならないときは、その同意を得たことを証する書面を添付しなければならない。

2 法第二百三条第三項の申出をしようとする者（同条第四項の規定により新たに同条第三項の申出をしようとする者を含む。）は、別記第十五号様式の借家権の取得を希望しない旨の申出書に、自己が施行地区内の建築物について借家

権を有する者であることを証する書面を添付して、これを施行者に提出しなければならない。

3 法第二百三十三条第四項から第六項までの規定による申出の撤回をしようとする者は、別記第十六号様式の権利変換を希望しない旨の申出撤回書又は別記第十七号様式の借家権の取得を希望しない旨の申出撤回書を施行者に提出しなければならない。

（権利変換計画又はその変更の認可申請手続）
第八十九条 法第二百四十四条第一項後段の認可を申請しようとする施行者は権利変換計画に、同条第四項において準用する同条第一項後段の認可を申請しようとする施行者は権利変換計画のうち変更に係る事項に、次に掲げる書類を添付して、認可申請書とともに、これを都道府県又は機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）にあつては国土交通大臣に、個人施行者、事業組合、事業会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 法第二百六十六条第二項又は同条第五項において準用する同条第二項の規定により提出された意見書に係る意見を採用しなかつたときは、その意見の概要及び採択しなかつた理由を記載した書類
- 二 法第二百七十一条第一項の規定による審査委員の過半数の同意を得、又は防災街区整備審査会の議決を経たことを証する書類
- 三 認可を申請しようとする施行者が個人施行者である場合において、法第二百四十四条第二項において準用する法第二百六十六条第一項の同意を得なければならぬときは、その同意を得たことを証する書類
- 四 認可を申請しようとする施行者が事業組合である場合においては、権利変換計画の決定又は変更についての総会若しくはその部会又は総代会の議決を経たことを証する書類
- 五 認可を申請しようとする施行者が事業会社である場合においては、法第二百四十四条第三項において準用する法第二百六十七条第一項の同意を得たことを証する書類
- 六 法第二百五十五条第一項の規定により権利変換計画を定めようとするときは、法第九十九条第一項の土地調査及び物件調査（以下この条において「土地調査等」という。）並びに施行地区内の土地（指定宅地を除く。）又はこれに存する物件に関し権利を有する者

及び参加組合員又は特定事業参加者のすべての同意を得たことを証する書類

七 法第二百五十六条第一項の規定により権利変換計画を定めようとするときは、土地調査等及び指定宅地又はこれに存する物件に関し権利を有する者のすべての同意を得たことを証する書類

八 法第二百五十七条第一項の規定により権利変換計画を定めようとするときは、土地調査等並びに施行地区内の宅地又は物件に関し権利を有する者及び参加組合員又は特定事業参加者のすべての同意を得たことを証する書類

九 法第二百五十八条第二項本文の規定によらないで権利変換計画を定めようとするときは、同項第一号の関係権利者のすべての同意があつたことを証する書類

十 法第二百一十一条第二項の必要な定めをするときは、関係権利者の意見の概要を記載した書類

（国土交通大臣等の認可を要しない権利変換計画の変更）

第九十条 法第二百四十四条第四項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 法第二百五十五条第一項第二号、第七号又は第十二号に掲げる事項の変更
 - 二 法第二百五十五条第一項第五号、第十号、第十四号、第十九号又は第二十号に掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の変更
 - 三 法第二百五十五条第一項第二十一号に掲げる事項のうち防災施設建築敷地若しくはその共有持分、防災施設建築物の一部等又は個別利用区内の宅地の明細の変更
 - 四 前三号に掲げるもののほか、権利変換計画の変更で、当該変更に係る部分について利害関係を有する者の同意を得たもの（権利変換計画に関する図書）
- 第九十一条** 法第二百五十五条第一号に掲げる配置設計は、配置設計図を作成して定めなければならない。
- 2 前項の配置設計図は、次に掲げるものとする。
- 一 第七十八条第三項の表に掲げる防災施設建築物の各階平面図に各防災施設建築物の一部の配置及び用途を表示したもの
 - 二 第七十八条第三項の表に掲げる防災施設建築敷地の平面図に各防災施設建築敷地の区域を表示したもの

三 第七十八条第三項の表に掲げる公共施設の平面図

四 第七十八条第三項の表に掲げる個別利用区内の宅地の平面図に各個別利用区及び当該個別利用区内の各宅地の区域を表示したもの

3 法第二百五十五条第一項第二号から第二十五号までに掲げる事項は、別記第十八号様式の権利変換計画書を作成して定めなければならない。

（権利変換計画に定めるべき事項）

第九十二条 法第二百五十五条第一項第二十五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

第九十三条 法第二百五十五条第四号に掲げる防災施設建築敷地の価額の概算額は、同項第三号、第十八号及び第十九号に掲げる宅地及び借地権の価額の合計額と当該防災施設建築敷地の整備に要する費用の額とを合計した額（以下「合計価額」という。）以上であり、かつ、法第二百一十三条第一項に規定する基準日（以下「基準日」という。）における近傍類似の土地の価額を参酌して定めた当該防災施設建築敷地の価額の見込額を超えない範囲内において定めた当該防災施設建築敷地の価額（この項及び第三項において「敷地価額」という。）から、当該敷地価額に基準日における近傍同種の建築物の所有を目的とする地上権の価額がその敷地の価額に占める割合を参酌して定めた防災施設建築物の所有を目的とする地上権の価額が当該敷地価額に占める割合（第三項において「地上権の割合」という。）を乗じて得た額を控除した額とする。この場合において、合計価額が当該防災施設建築敷地の価額の見込額を超えるときは、当該防災施設建築敷地の価額の見込額をもって敷地価額とする。

- 一 一つの防災施設建築敷地の価額の概算額及び当該防災施設建築敷地に設定される地上権の価額の概算額
- 二 個別利用区内の宅地の価額の概算額
- 三 法第二百二十二条第一項ただし書の地代の概算額並びに法第二百六十六条第一項の補償金（利息相当額を含む。）の支払期日及び支払方法

3 法第二百五十五条第一項第四号に掲げる防災施設建築物の一部等の価額の概算額は、防災施設建築物の整備に要する費用のうち当該防災施設建築物の一部の整備に要するものを償い、かつ、基準日における近傍同種の建築物の価額を参酌して定めた当該防災施設建築物の一部の価額の見込額を超えない範囲内において定めた当該防災施設建築物の一部の価額（以下この項において「建築物価額」という。）に、敷地価額に地上権の割合を乗じて得た額に令第三十五条の規定により定めた地上権の共有持分の割合を乗じて得た額を加えた額とする。この場合において、当該防災施設建築物の一部の整備に要する費用の額が当該防災施設建築物の一部の価額の見込額を超えるときは、当該防災施設建築物の一部の価額の見込額をもって建築物価額とする。

4 前項の防災施設建築物の一部の整備に要する費用は、次の式によつて算出するものとする。

$$C_1 = \frac{A}{b} \times M \times A_i + M \times C_1 \times b$$

（この式において、 C_1 、 C_2 、 C_3 、 A_1 、 A 、 i 及び b は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- C_1 その者が取得することとなる防災施設建築物の一部の整備に要する費用
- C_2 当該防災施設建築物の整備に要する費用のうち、防災施設建築物の共用部分以外の部分に係るもの
- C_3 当該防災施設建築物の整備に要する費用のうち、防災施設建築物の共用部分で b_1 に対応するものに係るもの
- A_1 その者が取得することとなる防災施設建築物の一部の床面積。ただし、各防災施設建築物の一部の同一床面積当たりの容積が異なるときは、当該防災施設建築物の一部の床面積について必要な補正を行うものとする。
- A_i 当該防災施設建築物に属する各防災施設建築物の一部の床面積。ただし、各防災施設建築物の一部の同一床面積当たりの容積が異なるときは、当該防災施設建築物の一部の

床面積について必要な補正を行うものとする。

R b 1 その者が取得することとなる各防災施設建築物の共用部分の共有持分の割合

第九十四条 法第二十五条第一項第九号に掲げる個別利用区内の宅地（以下この条において「個別利用区内宅地」という。）の価額の概算額は、同項第八号に掲げる指定宅地及び使用収益権の価額の合計額と当該個別利用区内宅地の整備に要する費用の額とを合計した額以上であり、かつ、基準日における近傍類似の土地の価額を参酌して定めた当該個別利用区内宅地の見込額を超えない範囲内において定めた額とする。この場合において、当該合計した額が当該個別利用区内宅地の見込額を超えるときは、当該個別利用区内宅地の見込額をもって個別利用区内宅地の価額の概算額とする。

2 個別利用区内宅地の使用収益権の価額の概算額は、基準日における近傍類似の土地に関する同種の権利の取引価額等を参酌して定めた当該使用収益権の価額の見込額とする。

(地代の概算額)

第九十五条 法第二十五条第一項第十六号に掲げる防災施設建築敷地の地代の概算額は、第九十三条第一項の規定により定めた防災施設建築敷地の価額の概算額に百分の六を乗じて得た額と公課の年額との合計額に、百分の三を超えない範囲内において施行者が定める数値を乗じて得た額とする。

2 前項の管理事務費の年額は、第九十三条第一項の規定により定めた防災施設建築敷地の価額の概算額に百分の六を乗じて得た額と公課の年額との合計額に、百分の三を超えない範囲内において施行者が定める数値を乗じて得た額とする。

(防災施設建築物の一部の標準家賃の概算額)

第九十六条 施行者が防災施設建築物の一部を賃貸する場合における標準家賃の概算額は、当該防災施設建築物の一部の整備に要する費用の償却額に修繕費、管理事務費、地代に相当する額、損害保険料、貸倒れ及び空家による損失をうめるための引当金並びに公課（国有資産等所

在市町村交付金を含む。第八項において同じ。）を加えた額とする。

2 第九十三条第四項の規定は、前項の防災施設建築物の一部の整備に要する費用の算出について準用する。

3 第一項の償却額を算出する場合における償却方法は、防災施設建築物の一部の整備に要する費用を当該費用に充てられる資金の種類及び額並びに借入条件を考慮して施行者が定める期間及び利率で毎年元利均等に償却する方法とする。

4 第一項の修繕費の年額は、昇降機を共用する場合にあっては前項の費用（昇降機の整備に係るものを除く。）の額に百分の一・二を超えない範囲内において施行者が定める数値を乗じて得た額に前項の費用のうち昇降機の整備に係るものの額に百分の三を超えない範囲内において施行者が定める数値を乗じて得た額を加えた額とし、昇降機を共用しない場合にあっては前項の費用の額に百分の一・二を超えない範囲内において施行者が定める数値を乗じて得た額とする。

5 第一項の管理事務費の年額は、昇降機を共用する場合にあっては第三項の費用の額に百分の〇・五を超えない範囲内において施行者が定める数値を乗じて得た額に当該昇降機の運転に要する費用の年額に当該昇降機の運転の一部に係る当該昇降機の共有持分の割合を乗じて得た額を加えた額とし、昇降機を共用しない場合にあっては第三項の費用の額に百分の〇・五を超えない範囲内において施行者が定める数値を乗じて得た額とする。

6 第一項の地代に相当する額は、前条第一項の規定により算出した地代の概算額に防災施設建築物の一部に係る地上権の共有持分の割合を乗じて得た額に当該防災施設建築物の一部に係る地上権の価額を当該地上権の存続期間及び相当の利率により元利均等に償却するものとして算出した償却額を加えた額とする。法第二十五条第四項第一項の場合における第一項の地代に相当する額は、合計価額に防災施設建築物の一部に係る防災施設建築敷地の共有持分の割合並びに防災施設建築敷地の整備に要する費用等に充てられる資金の種類及び額並びに借入条件を考慮して施行者が定める数値を乗じて得た額と基準日における近傍類似の土地の地代の額に当該土地の借地権の設定の対価を当該借地権の存続期

間及び相当の利率により元利均等に償却するものとして算出した償却額を加えた地代の見込額のうちいずれか多額のものを超えない範囲内において定めなければならない。

7 第一項の損害保険料の額は、施行者が個人施行者、事業組合又は事業会社の場合にあっては損害保険料として必要な経費の額とし、施行者が地方公共団体の場合にあっては地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の二の規定により地方公共団体の利益を代表する全国的な公益的法人が行う火災による損害に対する相互救済事業の事業費の負担率により算定した額とし、施行者が機構等の場合にあっては防災施設建築物の一部の整備に要する費用の額に百分の〇・〇七二を超えない範囲内において機構等が定める数値を乗じて得た額とする。

8 第一項の貸倒れ及び空家による損失をうめるための引当金の年額は、同項の償却額、修繕費、管理事務費、地代に相当する額、損害保険料及び公課の年額を合計した額に百分の二を超えない範囲内において施行者が定める数値を乗じて得た額とする。

(縦覧手続を要しない権利変換計画の修正又は変更)

第九十七条 法第二十六条第四項又は第五項の国土交通省令で定める軽微な修正又は変更は、次に掲げるものとする。

- 一 法第二十五条第一項第二号、第七号、第十二号、第二十一号又は第二十二号に掲げる事項の修正又は変更
 - 二 法第二十五条第一項第五号、第十号、第十四号、第十九号又は第二十号に掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の修正又は変更
 - 三 前二号に掲げるもののほか、権利変換計画の修正又は変更で、当該修正又は変更に係る部分について利害関係を有する者の同意を得たもの
- (審査委員の同意又は防災街区整備審査会の議決を要しない権利変換計画の変更)
- 第九十八条** 法第二十七条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 法第二十五条第一項第二号、第七号、第十二号、第二十一号又は第二十二号に掲げる事項の変更

二 法第二十五条第一項第五号、第十号、第十四号、第十九号又は第二十号に掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の変更（価額についての裁決申請書の様式）

第九十九条 法第二十八条第三項において準用する土地収用法第九十四条第三項の規定による裁決申請書の様式は、別記第十九号様式とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。（権利変換計画の公告事項等）

第一百条 施行者は、権利変換計画の認可を受けたときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 防災街区整備事業の名称
- 二 施行者の氏名又は名称
- 三 事務所の所在地
- 四 権利変換計画に係る施行地区又は工区に含まれる地域の名称
- 五 権利変換期日
- 六 権利変換計画の認可を受けた年月日

2 施行者は、権利変換計画の変更の認可を受けたとき、又は権利変換計画について第九十条各号に掲げる軽微な変更をしたときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 前項第一号から第四号までに掲げる事項及び権利変換計画の認可を受けた年月日
 - 二 権利変換期日について変更がされたときは、その変更の内容
 - 三 権利変換計画の変更の認可を受けた年月日又は権利変換計画について第九十条各号に掲げる軽微な変更をした年月日
- 3 法第二十九条第一項の規定により通知すべき事項は、権利変換計画の認可を受けたときにあっては第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び権利変換計画の内容のうちその通知を受けるべき者に係る部分とし、権利変換計画の変更の認可を受けたとき、又は権利変換計画につき第九十条各号に掲げる軽微な変更をしたときにあつては第一項第一号から第四号まで及び前項第三号に掲げる事項並びに権利変換計画の内容のうちその通知を受けるべき者に係る部分とする。

(権利変換期日等の通知)

第一百一条 法第二十条の規定による通知は、別記第二十号様式により行うものとする。

2 法第二十条の国土交通省令で定める事項は、権利変換計画の認可を受けたときにあつては前条第一項第一号から第四号まで及び第六号

に掲げる事項とし、権利変換計画の変更の認可を受けたとき、又は権利変換計画につき第九十条各号に掲げる軽微な変更をしたときにあっては前条第一項第一号から第四号まで及び同条第二項第三号に掲げる事項とする。

(補償金の支払に係る修正率の算定方法)

第二百二条 法第二百二十六条第一項の規定による修正率は、総務省統計局が統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計である小売物価統計のための調査の結果に基づき作成する消費者物価指数のうち全国総合指数(以下「全国総合消費者物価指数」という。)及び日本銀行が同法第二十五条の規定により届け出て行う統計調査の結果に基づき作成する企業物価指数のうち投資財指数(以下単に「投資財指数」という。)を用いて、次の式により算定するものとする。

$$(P_c / P_e) \times 0.8 + (P_i / P_i) \times 0.2$$

(一) この式において、 P_c 、 P_e 、 P_i 及び P_i は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P_c 基準日の属する月及びその前後の月の全国総合消費者物価指数の相対平均。ただし、権利変換計画の認可の公告の日においてこれらの月の全国総合消費者物価指数及び投資財指数が公表されていない場合においては、これらの指数が公表されている最近の三箇月の全国総合消費者物価指数の相対平均とする。

P_e 権利変換計画の認可の公告の日において全国総合消費者物価指数及び投資財指数が公表されている最近の三箇月の全国総合消費者物価指数の相対平均

P_i 基準日の属する月及びその前後の月の投資財指数の相対平均。ただし、権利変換計画の認可の公告の日においてこれらの月の全国総合消費者物価指数及び投資財指数が公表されていない場合においては、これらの指数が公表されている最近の三箇月の投資財指数の相対平均とする。

P_i 権利変換計画の認可の公告の日において全国総合消費者物価指数及び投資財指数が公表されている最近の三箇月の投資財指数の相対平均

二 各月の全国総合消費者物価指数の基準年が異なる場合又は各月の投資財指数の基準年

が異なる場合においては、従前の基準年に基づく月の指数を変更後の基準年である年の従前の基準年に基づく指数で除し、百を乗じて得た数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を、当該月の指数とする。

三 P_c / P_e 又は P_i / P_i により算出した数値に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

(配当機関への通知についての都市再開発法施行規則の準用)

第二百三条 都市再開発法施行規則第三十二条の三の規定は、令第三十八条第一項において準用する都市再開発法施行令第三十四条第二項の規定により通知すべき事項について準用する。この場合において、同規則第三十二条の三中「令第三十四条第二項」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第三十八条第一項において準用する令第三十四条第二項」と、「第三十二条第一項第一号から第四号まで」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則(平成九年建設省令第十五号)第百零一条第一項第一号から第四号まで」と、「令第一一五条各号」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則第九十条各号」と読み替えるものとする。

(補償金等払渡通知書の様式)

第二百四条 令第三十八条第二項において準用する都市再開発法施行令第三十五条の補償金等払渡通知書の様式は別記第二十一号様式とし、同条の権利喪失通知書の様式は別記第二十二号様式とする。

(補償金等に不服がある場合における訴えの提起等の通知についての都市再開発法施行規則の準用)

第二百五条 都市再開発法施行規則第三十四条の規定は、令第三十八条第二項において準用する都市再開発法施行令第三十八条第三項の規定による通知について準用する。この場合において、同規則第三十四条中「法第九十四条第五項」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第二百二十七条において準用する法第九十四条第五項」と、「法第八十五条第三項」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百二十八条第三項」と、

「令第三十八条第三項」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百二十四号」第三十八条第二項において準用する令第三十八条第三項」と読み替えるものとする。

(特定建築者の公募)

第二百六条 法第二百三十六条第一項の規定により施行者が行う特定建築者の公募は、地方公共団体にあっては公報への掲載その他所定の手段及び当該地方公共団体のウェブサイトへの掲載により、その他の施行者については掲示及び当該施行者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合(施行者が個人施行者、事業組合又は事業会社である場合に限る。)は、当該公募をウェブサイトへの掲載により行うことを要しない。

- 一 施行地区の面積が〇・四ヘクタール未満である場合
- 二 施行者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合
- 三 施行者は、前項の規定によるほか、主要な関係機関、報道機関等を通じてその旨を周知させるよう努めるものとする。

(特定防災施設建築物の建築計画の内容)

第二百七条 法第二百三十七条の規定により提出すべき建築計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 設計の概要
- 二 資金計画
- 三 工事の着手予定時期及び完了予定時期並びに工程
- 四 その他施行者が必要と認める事項

前項第一号の設計の概要は、設計説明書及び設計図を作成して定めなければならない。前項の設計説明書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定防災施設建築物の設計の概要
- 二 特定防災施設建築物の敷地の設計の概要

第二項の設計図は、次の表に掲げるものとする。

図面の種類	縮尺	明示すべき事項
特定各階平面図	五百分縮尺	方位並びに用途及び
防災平面図	の一以住宅の規格並びに柱、壁、開口部、廊下、階段及び昇降機の位置	

物 建	物 建
二面以上五分縮尺並びに特定防災施設建築物の敷地の設計の概要	二面以上五分縮尺並びに特定防災施設建築物の敷地の設計の概要
上面図	上面図
高さ	高さ

二面以上五分縮尺及び開口部の位置

上面図

上面図

高さ

第一項第二号の資金計画は、資金計画書を作成し、収支予算を明らかにして定めなければならない。

(特定防災施設建築物の管理及び処分に関する計画の内容)

第二百八条 法第二百三十七条の規定により提出すべき管理及び処分に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 特定建築者が取得することとなる特定防災施設建築物の全部又は一部のうち業務の用に供する部分に入居を予定する業種
- 二 特定建築者が取得することとなる特定防災施設建築物の全部又は一部の管理及び処分の方法
- 三 特定建築者が取得することとなる特定防災施設建築物の全部又は一部を賃貸する場合における家賃の予定額又は譲渡する場合における譲渡額の予定額
- 四 その他施行者が必要と認める事項

(借家条件の裁定手続)

第二百九条 法第二百四十六条第二項の裁定の申立てをしようとする者は、別記第二十三号様式の裁定申立書を施行者に提出しなければならない。

施行者は、裁定前に当事者の意見を聴かなければならない。

裁定は、文書をもってし、かつ、その理由を付さなければならない。

施行者は、裁定書の正本を当事者双方に送付しなければならない。

(防災施設建築物の一部等の価額等の確定)

第二百十條 法第二百四十七条第一項の規定による防災施設建築物敷地若しくはその共有持分、防災

特定各階平面図	五百分縮尺	方位並びに用途及び開口部、廊下、階段及び昇降機の位置
防災平面図	上面図	高さ
上面図	上面図	高さ
高さ		

並びに法第八十八條第三項及び第四項において準用する場合を含む。若しくは第二項（法第五十七條第二項において準用する場合を含む。）、法第四十八條第三項において準用する場合を含む。法第二十八條第二項、法第六十三條第六項、法第七十一條第一項（法第七十二條第二項、法第七十五條第二項及び法第七十八條第二項において準用する場合を含む。）、法第八十二條第一項（法第八十四條において準用する場合を含む。）、法第九十七條第五項、法第二百二條第五項若しくは第六項、法第二百九條第一項、法第二百四十四條第一項若しくは第二項、法第二百五十八條第二項、法第二百六十一條第一項若しくは第二項、法第二百六十九條第三項又は法第二百七十一條第五項の公告は、官報、公報その他所定の手段により行わなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事又は施行者は、法第二百二十八條第一項、法第四百三十三條第一項（法第八十八條第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、法第七十一條第一項又は法第八十二條第一項の公告をしたときは、その公告の内容及び第七十七條第一項の施行地区区域図によって表示した施行地区について、その公告をした日から起算して三十日間、防災街区整備事業の施行地区内の適当な場所に掲示するとともに、国土交通大臣にあっては国土交通省の、都道府県知事にあっては当該都道府県の、施行者には当該施行者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。施行地区を變更して従前の施行地区外の土地を新たに施行地区に編入することを内容とする事業計画又は事業基本方針の變更について、法第二百二十九條第二項において準用する法第二百二十八條第一項の公告、法第五百五十七條第二項において準用する法第四百三十三條第一項若しくは第二項の公告、法第七十二條第二項において準用する法第七十一條第一項の公告、法第八十四條において準用する法第八十二條第一項の公告又は法第八十八條第四項において準用する法第四百三十三條第一項の公告をした場合も、同様とする。

3 国土交通大臣、都道府県知事又は施行者は、法第二百二十九條第二項において準用する法第二百二十八條第一項の公告、法第五百五十七條第二項において準用する法第四百三十三條第一項若しくは第二項の公告、法第七十二條第二項にお

いて準用する法第七十一條第一項の公告、法第八十四條において準用する法第八十二條第一項の公告又は法第八十八條第四項において準用する法第四百三十三條第一項の公告（いずれも前項後段に掲げるものを除く。）をしたときは、その公告の内容について、その公告をした日から起算して十日間、防災街区整備事業の施行地区内の適当な場所に掲示するとともに、国土交通大臣にあっては国土交通省の、都道府県知事にあっては当該都道府県の、施行者には当該施行者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。

4 施行者は、法第二百二十九條第一項の公告をしたときは、その公告の内容及び第九十一條第一項の配置設計図によって表示した配置設計について、防災街区整備事業の施行地区内の適当な場所に、その公告をした日から起算して十日間掲示するとともに、次の各号のいずれかに該当する場合（施行者が個人施行者、事業組合又は事業会社である場合に限る。）を除き、当該施行者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、施行者が、権利変換計画の變更で配置設計の變更を伴わないものについて法第九十九條第一項の公告をしたときにおいては、第九十九條第一項の配置設計図によって表示した配置設計を掲示すること及び公衆の閲覧に供することを要しない。

5 都道府県知事、市長、施行者又は事業代行者は、法第七十條第三項において準用する都市再開発法第七條の十七第八項、法第七十五條第二項において準用する法第七十一條第一項、法第九十七條第五項、法第二百二條第五項若しくは第六項、法第二百四十四條第一項若しくは第二項、法第二百五十八條第二項、法第二百六十一條第一項若しくは第二項、法第二百六十九條第三項又は法第二百七十一條第五項の公告をしたときは、その公告の内容について、その公告をした日から起算して十日間、防災街区整備事業の施行地区内の適当な場所に掲示するとともに、都道府県知事にあっては当該都道府県の、市長にあっては当該市の、施行者には次の各号のいずれかに該当する場合（施行者が個人施行者、事業組合又は事業会社である場合

限る。）を除き当該施行者の、事業代行者にあっては当該事業代行者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。施行地区の面積が〇・四ヘクタール未満である場合

二 施行者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

一 施行地区の面積が〇・四ヘクタール未満である場合

二 施行者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

第四章 防災都市施設の整備のための特別措置

（施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内における建築許可の申請）

第二百二十二條 法第二百八十三條第一項の許可を申請しようとする者は、別記第二十四号様式による許可申請書を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 敷地内における建築物の位置を表示する図面

二 二面以上の建築物の断面図で縮尺二百分の一以上のもの

三 その他参考となるべき事項を記載した図書（公告の内容等の掲示についての都市計画法施行規則の準用）

第二百二十三條 都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第五十九條の規定は、法第二百八十三條第三項において準用する都市計画法（昭和四十三年法律第九十号）第八十一條第二項の規定による公告をした場合における令第五十五條第一項において準用する都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五十八号）第四十二條第三項の規定による掲示について準用する。

（公示の方法についての都市計画法施行規則の準用）

第二百二十四條 都市計画法施行規則第五十九條の二（国土交通大臣の命令に係る部分を除く。）の規定は、法第二百八十三條第三項において準用する都市計画法第八十一條第三項の国土交通省令で定める方法について準用する。

（施行予定者の公告事項についての都市計画法施行規則の準用）

第二百二十五條 都市計画法施行規則第三十八條の二の規定は、法第二百八十四條において準用する都市計画法第五十二條の三第一項の規定により施行予定者の公告すべき事項について準用する。

（公告の内容等の掲示）

第二百二十六條 法第二百八十四條において準用する都市計画法第五十二條の三第一項の規定による

り公告をした場合における令第五十五條第二項の規定による掲示は、その公告をした日から都市計画法第六十六條の規定による公告の日の翌日から起算して十日を経過した日、法第二百八十一條に規定する期間満了日の翌日又は施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内の全ての土地建物等について必要な権利を取得した日までしなければならない。

（施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内の土地建物等の有償譲渡及び買取りに関する周知措置についての都市計画法施行規則の準用）

第二百二十七條 都市計画法施行規則第三十八條の三の規定は、法第二百八十四條において準用する都市計画法第五十二條の三第一項に規定する関係権利者に周知させるための必要な措置について準用する。この場合において、同条第二項中「法第十二條の二第五項の規定により市街地開発事業等予定区域に関する都市計画がその効力を失った日」とあるのは、「法第六十六條の規定による公告の日の翌日から起算して十日を経過した日、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十一條に規定する期間満了日の翌日」と読み替えるものとする。

（有償譲渡の届出事項等）

第二百二十八條 都市計画法施行規則第三十八條の四第一項の規定は、法第二百八十四條において準用する都市計画法第五十二條の三第二項の国土交通省令で定める事項について準用する。

2 法第二百八十四條において準用する都市計画法第五十二條の三第二項の規定による届出は、別記第二十五号様式の土地建物等有償譲渡届出書を施行予定者に提出してしなければならない。

（土地の買取請求の手續）

第二百二十九條 法第二百八十五條において準用する都市計画法第五十二條の四第一項の規定による土地の買取を請求しようとする者は、別記第二十六号様式の土地買取請求書に当該土地についての所有権を証する書類を添付して、これを施行予定者に提出しなければならない。

（収用委員会に対する裁決申請書の様式）

第二百三十條 令第五十六條において準用する都市計画法施行令第十八條に規定する国土交通省令で定める様式は、別記第二十七号様式とする。

第五章 避難経路協定

(避難経路協定の認可等の申請の公告)

第九十二条第二項において準用する場合を含む。の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法及び市町村のウェブサイトに掲載により行うものとする。

- 一 避難経路協定の名称
二 避難経路協定区域
三 避難経路協定区域隣接地が定められるときは、その区域
四 避難経路協定の縦覧場所

(避難経路協定の認可の基準)

第九十二条第二項において準用する場合を含む。の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 避難経路協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
二 法第二百八十九条第二項第二号の避難経路の整備又は管理に関する事項は、法第三条第一項の防災街区整備方針に適合していなければならない。
三 避難経路協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。
四 避難経路協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
五 避難経路協定区域隣接地は、避難経路協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。

(避難経路協定の認可等の公告)
第九十一条第二項 法第二百九十二条第二項、第九十二条第三項、第九十二条第四項及び第九十二条第五項において準用する場合を含む。の規定による公告について準用する。

第六章 防災街区整備推進機構
(法第二百九十一条第二号の国土交通省令で定める建築物その他の施設)

第九十三条 法第二百九十一条第二号の国土交通省令で定める建築物その他の施設は、次に掲げるものとする。

- 一 特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画の区域内において建築される建築物にあってはイ及びハに、特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画の区

域以外の防災街区整備地区計画の区域内において建築される建築物にあってはロ及びハに掲げる要件に該当する建築物
イ 特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画に適合するものであること
ロ 地区防災施設に面する部分の長さ(当該地区防災施設の当該建築物の敷地との境界線からの高さが五メートル以上である建築物の部分の長さに限る。)の敷地の当該地区防災施設に接する部分の長さに対する割合が十分の七以上であること。

ハ 建築基準法第二十九条第二号に掲げる基準に適合し、かつ、構造及び形態が延焼防止上有効なものであること。
二 道路、公園、緑地その他の公共の用に供する施設又は公用施設

(市街地開発事業に準ずる事業)
第九十五条 令第五十七条第二号の国土交通省令で定める事業は、住宅地区改良法(昭和三十一年法律第八十四号)第二条第一項に規定する住宅地区改良事業とする。

第七節 雑則
(権限の委任)
第九十六条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のもは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第二百六十八条第一項並びに法第二百七十二條第一項及び第二項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第八十八條第一項の規定により施行規程及び事業計画を認可し、同条第三項及び第九項において準用する法第四十条第二項の規定により施行規程及び事業計画を公衆の縦覧に供させ、法第八十八條第三項及び第九項において準用する法第四十条第三項の規定による意見書を受け、並びに法第八十八條第三項及び第九項において準用する法第八十八條第四項の規定により図書を送付すること(独立行政法人都市再生機構が施行する防災街区整備事業(以下この条において「機構施行事業」という。)に係るものに限る。)

二 法第二百四條第一項後段(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による権利変換計画の認可をすること(機構施行事業に係るものに限る。)

三 法第二百三十六條第三項の規定による特定建築物の決定の承認をすること(機構施行事業に係るものに限る。)

四 法第二百六十四條第三項の規定により裁定し、当事者の意見を聴き、及び総務大臣と協議すること(機構施行事業に係るものに限る。)

五 法第二百七十七條第一項の規定による管理規約の認可をすること(機構施行事業に係るものに限る。)

六 法第二百六條第一項の規定による審査請求又は同条第二項において準用する法第三百四條第二項の規定による再審査請求に対して裁決をすること。

附則 (平成二二年一月三一日建設省令第一〇号)
この省令は、平成二二年四月一日から施行する。
附則 (平成二二年五月三一日建設省令第二六号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二二年六月一日から施行する。

附則 (平成二二年七月七日建設省令第二八号)
この省令は、公布の日から施行する。
附則 (平成二二年一月二〇日建設省令第四一〇号) 抄
(施行期日)
1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成二一年法律第八十八号)の施行の日(平成二一年一月六日)から施行する。
附則 (平成二四年五月三一日国土交通省令第六五号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、都市再開発法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二四年六月一日)から施行する。

附則 (平成二四年二月二七日国土交通省令第二二〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二五年一月一日)から施行する。
附則 (平成二五年一月一日国土交通省令第一〇九号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二五年二月二七日国土交通省令第一一六号)
この省令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成二五年十二月十九日)から施行する。
附則 (平成二六年二月二七日国土交通省令第九号)
この省令は、石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二六年二月二十九日)から施行する。

附則 (平成二六年三月三一日国土交通省令第三二号)
この省令は、平成二六年四月一日から施行する。ただし、第五条の規定は、平成二七年四月一日から施行する。
附則 (平成二六年六月一八日国土交通省令第七〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二六年七月一日から施行する。

附則 (平成二六年二月一五日国土交通省令第九九号)
(施行期日)
1 この省令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律(平成二六年法律第九九号)の施行の日(平成二六年十二月十七日)から施行する。(経過措置)
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の都市緑地保全法施行規則、都市公園法施行規則、都市計画法施行規則、幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (平成二六年二月一五日国土交通省令第九九号)
(施行期日)
1 この省令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律(平成二六年法律第九九号)の施行の日(平成二六年十二月十七日)から施行する。(経過措置)
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の都市緑地保全法施行規則、都市公園法施行規則、都市計画法施行規則、幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成一六年二月二七日国土交通省令第一一〇号）抄

第一条 この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

附則（平成一七年三月七日国土交通省令第二二二号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年三月二九日国土交通省令第二五号）抄

この省令は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）抄

第一条 この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

（経過措置）
第三条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によってしたものとみなす。

附則（平成一八年九月七日国土交通省令第八六号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、道路運送法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

附則（平成一九年三月二八日国土交通省令第二〇号）抄

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年四月三日国土交通省令第五四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年六月一九日国土交通省令第六七号）抄

この省令は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年六月二十日）から施行する。

附則（平成一九年九月二八日国土交通省令第八四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成二〇年六月一八日国土交通省令第四四号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年一〇月三一日国土交通省令第九一〇号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十年十一月四日）から施行する。

附則（平成二〇年一月七日国土交通省令第九三〇号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年二月一日国土交通省令第九七〇号）抄

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年三月三〇日国土交通省令第一五〇号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、統計法の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

附則（平成二二年二月二七日国土交通省令第六一〇号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

附則（平成二三年六月三〇日国土交通省令第四八〇号）抄

この省令は、放送法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

附則（平成二三年一月三〇日国土交通省令第九二〇号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。ただし、第十七条の二及び第百二十一條第五項の改正規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令の施行前に交付した改正前の密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則別記第二号様式による身分証明書は、この省令による改正後の防災街区の整備の促進に関する法律施行規則別記第二号様式による身分証明書とみなす。

附則（平成二五年六月一四日国土交通省令第五〇〇号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年三月三一日国土交通省令第一九〇号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（施行期日）
第一条 この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附則（平成二八年三月三一日国土交通省令第二六〇号）抄

（施行期日）
1 この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附則（平成二九年三月三一日国土交通省令第一七〇号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附則（平成二九年三月二四日国土交通省令第二二〇号）抄

（施行期日）
この省令は、森林法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附則（平成二九年三月三一日国土交通省令第一七〇号）抄

（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年三月三一日国土交通省令第一七〇号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附則（令和二年三月三一日国土交通省令第二三〇号）抄

（施行期日）
この省令は、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八〇号）抄

（施行期日）
この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

適用については、旧一般ガスみなしガス小売事業者が改正法附則第二二条第一項の義務を負う間、新密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則第二十四条第十九号中「ガス小売事業者」とあるのは、「ガス小売事業者（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二二条第一項に規定する指定旧供給区域等小売供給を行う事業者を除く。）」とする。

新密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則第二十四条第十九号の規定の適用については、旧簡易ガスみなしガス小売事業者が改正法附則第二八条第一項の義務を負う間、新密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則第二十四条第十九号中「ガス小売事業者」とあるのは、「ガス小売事業者（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二二条第一項に規定する指定旧供給地点小売供給を行う事業者を除く。）」とする。

この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月十九日）から施行する。

附則（平成二九年一月一日から施行する）
この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

附則（令和二年三月三一日国土交通省令第二三〇号）抄

（施行期日）
この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和二年三月三一日国土交通省令第二三〇号）抄

（施行期日）
この省令は、令和二年三月三一日国土交通省令第二三〇号

第九号様式（第八十五条関係）（A4）（作成単位：市区町村、申請単位：申請人）

- 1 執行者の名称及び事務所の所在地
- 2 特別区域の名称及び所在地
- 3 特別区域の執行区域を定むる旨の旨、執行区域及び区画
- 4 事業手続における特別区域の執行の趣旨に関する法律事項（当該事業手続が関係する法律事項）
- 5 土地所有権の成立及び消滅
- 6 土地所有権以外の権利関係の成立及び消滅
- 7 土地の用途

期	日	執行区域の面積							

上記のとおり、事業手続における特別区域の執行の趣旨に関する法律事項（当該事業手続が関係する法律事項）を、土地所有権を定むる。

年 月 日 執行者 名称 住所
 代表人 代表者氏名

- 備考
- 1 土地所有権は、土地所有権として存続すること。
 - 2 「法人」の名称については、「土地所有権」、「土地所有権以外の権利関係」、「特別区域」等のように記載すること。
 - 3 土地所有権の取得事由は、取得事由のある土地所有権又は土地所有権以外の権利関係に、その取得事由として記載すること。
 - 4 事業手続における特別区域の執行の趣旨に関する法律事項（当該事業手続が関係する法律事項）は、関係する法律事項（当該事業手続が関係する法律事項）に基づいて記載すること。
 - 5 期日については、開始日（開始日から300日以内）を記載すること。
 - 6 法人の場合については、役員及び代理人、若しくは他の人の役員及びしたる職務の所有権を記載すること。

第十号様式（第八十五条関係）（A4）（作成単位：市区町村、申請単位：申請人）

- 1 執行者の名称及び事務所の所在地
- 2 特別区域の名称及び所在地
- 3 特別区域の執行区域を定むる旨の旨、執行区域及び区画
- 4 事業手続における特別区域の執行の趣旨に関する法律事項（当該事業手続が関係する法律事項）
- 5 土地所有権の成立及び消滅
- 6 土地所有権以外の権利関係の成立及び消滅
- 7 土地の用途

期	日	執行区域の面積							

上記のとおり、事業手続における特別区域の執行の趣旨に関する法律事項（当該事業手続が関係する法律事項）を、土地所有権を定むる。

年 月 日 執行者 名称 住所
 代表人 代表者氏名

- 備考
- 1 土地所有権は、土地所有権として存続すること。
 - 2 「法人」の名称については、「土地所有権」、「土地所有権以外の権利関係」、「特別区域」等のように記載すること。
 - 3 土地所有権の取得事由は、取得事由のある土地所有権又は土地所有権以外の権利関係に、その取得事由として記載すること。
 - 4 事業手続における特別区域の執行の趣旨に関する法律事項（当該事業手続が関係する法律事項）は、関係する法律事項（当該事業手続が関係する法律事項）に基づいて記載すること。
 - 5 期日については、開始日（開始日から300日以内）を記載すること。
 - 6 法人の場合については、役員及び代理人、若しくは他の人の役員及びしたる職務の所有権を記載すること。

第十一号様式（第八十六条第一項関係）（A4）（作成単位：市区町村、申請単位：申請人）

執行区域申請書 年 月 日

申請者 氏名 住所

申請者 氏名 住所

次表の「備考」欄について下記のとおり記載を要する。特別区域の執行の趣旨に関する法律事項（当該事業手続が関係する法律事項）を、土地所有権を定むる。

イ 区域

期	日	執行区域の面積							

ロ 建築物

期	日	執行区域の面積							

ハ 敷地

期	日	執行区域の面積							

備考

- 1 不審の疑いがあること。
- 2 権利の存続期間、特別区域の執行の趣旨に関する法律事項（当該事業手続が関係する法律事項）に基づいて記載すること。
- 3 「法人」の名称については、「土地所有権」、「土地所有権以外の権利関係」、「特別区域」等のように記載すること。
- 4 法人の場合については、「法人」の名称は、その役員及び代理人、若しくは他の人の役員及びしたる職務の所有権を記載すること。

(九) 施行地区内の宅地(指定宅地を除く。)若しくはこれに存する建築物又はこれらに関する権利を有する者で、法の規定により、権利変換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、防災建築施設の部分又は防災施設建築物の一部についての借家権を与えられないものに関する事項

氏名又は名称	住所	防災建築施設の部分又は借家権を与えられない者(若しくは失う宅地(指定宅地を除く。))若しくは建築物又は権利										失われる宅地(指定宅地を除く。)(若しくは建築物又は権利の権利)								
		宅地		建築物		権利						宅地								
		所在地	用途	構造	延べ面積	借地権	借家権	賃借権	居住権	その他	所在地	用途	構造	延べ面積						

1 法第23条第1項の補償金(利息相当額を含む。)の支払期日及び支払方法

(十) 法第22条第3項の規定が適用されることとなる者に関する事項

氏名又は名称	住所	防災建築施設の部分又は借家権を与えられない者(若しくは失う宅地(指定宅地を除く。))若しくは建築物又は権利										宅地(指定宅地を除く。)、借地権若しくは建築物又は借家権の権利								
		宅地		建築物		権利						宅地								
		所在地	用途	構造	延べ面積	借地権	借家権	賃借権	居住権	その他	所在地	用途	構造	延べ面積						

1 法第22条第1項の補償金(利息相当額を含む。)の支払期日及び支払方法

(十一) 参加組合員に関する事項

氏名又は名称	住所	防災施設建築物の一部										防災施設建築物地の共有持分			
		専有部分	共用部分の共有持分									防災施設建築物地の区域	共有持分		

(十二) 特定事業参加者に関する事項

氏名又は名称	住所	防災施設建築物の一部										防災施設建築物地の共有持分		
		専有部分	共用部分の共有持分									防災施設建築物地の区域	共有持分	

(十三) 施行者の取得する防災建築施設の部分及び施行者の取得する防災施設建築物の一部について借家権を与えられないこととなる者に関する事項

氏名又は名称	住所	防災施設建築物の一部										防災施設建築物地の共有持分		防災施設建築物の一部について借家権を与えられないこととなる者		標準的な借家条件の概要		管理及び処分の方法		
		専有部分	共用部分の共有持分									防災施設建築物地の区域	共有持分	氏名	住所	借家期間	借家料	議決方式	その他	

(十四) 防災施設建築物地の価額の概算額

街区番号	防災施設建築物地に建築される防災施設建築物の種類番号	防災施設建築物地の区域	防災施設建築物地の価額の概算額

(十五) 施行地区内に宅地(指定地を除く。)若しくはその借地権又は施行地区内の土地(指定地を除く。)に権利に基づき建築物を有する者で、当該権利に対応して、防災施設建築物又は防災施設建築物に関する権利を有する者となるもの及び施行地区内の土地(指定地を除く。)に存する建築物の借家権者で、当該借家権に対応して、防災施設建築物の一部について借家権を有する者となるものに関する事項

権利者	権利変換期日の権利の状況										権利変換期日の権利の状況										
	防災施設建築物又は防災施設建築物の権利の一部について借家権を有する者																				
氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	

(十六) 施行地区内の宅地(指定地を除く。)若しくはこれに存する建築物又はこれに関する権利を有する者で、法の規定により、権利変換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、防災施設建築物若しくは防災施設建築物に関する権利又は防災施設建築物の一部についての借家権を有する者となるものに関する事項

権利者	権利変換期日の権利の状況										権利変換期日の権利の状況										
	防災施設建築物又は防災施設建築物の権利の一部について借家権を有する者																				
氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	

1 第26条第1項の積立金(利息相当額を含む。)の支払期日及び支払方法

(十七) 参加組合員に関する事項

参加組合員		防災施設建築物に関する権利		防災施設建築物に関する権利	
氏名又は名称	住所	権利の種類	権利の内容	権利の種類	権利の内容

(十八) 特定事業参加者に関する事項

特定事業参加者		防災施設建築物に関する権利		防災施設建築物に関する権利	
氏名又は名称	住所	権利の種類	権利の内容	権利の種類	権利の内容

(十九) 防災施設建築物又は防災施設建築物に関する権利のうち(十五)、(十七)及び(十八)以外の部分の明細、その権限並びにその管理及び処分方法

防災施設建築物に関する権利	防災施設建築物に関する権利	防災施設建築物又は防災施設建築物に関する権利				管理及び処分方法					
		氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	氏名又は住所	譲渡又は賃貸の別	譲受人又は借入人の決定方法	その他	備考		

(二十) 権利変換の内容
 (二十一) 積立金の支払又は清算金の徴収に係る利息又はその決定方法
 (二十二) 権利変換期日、土地の明渡しの日、個別利用区内の宅地の整備工事の完了の予定時期及び防災施設建築物の建築工事の完了の予定時期

(二十八) 個別利用区内の宅地の権利交換の内容

(二十九) 個別利用区内の宅地に関する権利のうち(二十七)以外の部分の明細、その帰属並びにその管理及び処分の方法

個別利用区内の宅地		個別利用区内の宅地に関する権利の帰属		管理及び処分の方法			
宅地	地	権利	氏名又は住所	譲渡又は質入	譲受人又は質入人の決定方法	その他	備考
個別利用区内の宅地の地番	所在地	地目	地積	種別	氏名又は住所	譲渡又は質入	備考

備考

- (一)から(七)まで及び(二十一)から(二十六)までの書面の(四)から(六)までに掲げる場合においては、当該(四)から(六)までに定める書面に記入し、並びに各防火施設建築物の一部の室内仕上げ表を添付すること。
- (1) 指定宅地の権利者すべての同意を得た場合(3)及び(6)の場合を除く。)(一)から(七)まで、(二十一)から(二十三)まで及び(二十七)から(二十九)まで
- (2) 法第254条第1項の規定により防火施設建築物に地上権を設定しない場合(5)の場合を除く。)(八)から(十四)まで及び(二十一)から(二十六)まで
- (3) 法第254条第1項の規定により防火施設建築物に地上権を設定せず、かつ、指定宅地の権利者全ての同意を得た場合(5)の場合を除く。)(八)から(十四)まで、(二十一)から(二十三)まで及び(二十七)から(二十九)まで
- (4) 指定宅地の権利者以外の権利者等すべての同意を得た場合(5)の場合を除く。)(十一)から(二十三)まで及び(二十七)から(二十九)まで
- (5) 施行地区内の権利者等すべての同意を得た場合(十五)から(二十三)まで及び(二十七)から(二十九)まで
- (一)、(四)から(六)まで、(八)及び(十一)から(十三)までの書面の「明細」の欄、(一)、(六)から(八)まで及び(十一)から(十四)までの書面の「防火施設建築物の区域」の欄、(二十三)の書面の「区域」の欄並びに(二十四)から(二十六)まで及び(二十七)の書面の「個別利用区内の宅地の区域」の欄には、「別紙配置設計図表示」とおりと記載すること。

- (一)及び(四)から(六)までの書面の「防火施設建築物の一部」の欄並びに(八)及び(十一)から(十三)までの書面の「防火施設建築物の一部」の欄の「その他」の欄においては、物置、湯沸室等の各共用部分ごとに、必要に応じて、欄を設けて記載すること。
- (一)及び(六)の書面の「防火施設建築物の共有持分」の欄は、1の防火施設建築物について所有権を有する者が1人であるときは、空欄とすること。
- (十三)及び(十七)から(十九)までの書面の「防火施設建築物に関する権利」の欄の「権利の内容」の欄には、例えば防火施設建築物を共有しない場合には各権利者の所有することとなる防火施設建築物の部分の所在及び地番、地積等を記載する等当該権利の対象となっている部分を明確にすること。
- (十五)及び(十七)から(十九)までの書面の「防火施設建築物に関する権利」の欄の「権利の内容」の欄には、権利の種類に応じ、防火施設建築物の部分の種類、階、番号、床面積、用途、明細等を記載する等当該権利の対象となっている部分を明確にすること。
- (二十)の書面には、権利交換期日後の権利の態様に応じ、その内容を明らかにするために必要な事項を記載すること。
- (二十三)の書面の「備考」の欄には、従前の公共施設の用に供する土地の所有者が国又は地方公共団体である旨を記載すること。
- (二十七)の書面の「個別利用区内の宅地に関する権利」の欄の「権利の内容」の欄には、権利の種類に応じ、宅地の所在及び地番、地積等を記載する等当該権利の対象となっている部分を明確にすること。
- (二十八)の書面には、権利交換期日後の個別利用区内の宅地の権利の態様に応じ、その内容を明らかにするために必要な事項を記載すること。

第十九号様式（第九十九条関係）（A4）

第十九号様式（第九十九条関係）（A4）

防火施設建築物に関する権利の明細書

防火施設建築物に関する権利の明細書

防火施設建築物に関する権利の明細書

防火施設建築物に関する権利の明細書

防火施設建築物に関する権利の明細書

防火施設建築物に関する権利の明細書

防火施設建築物に関する権利の明細書

第二十号様式（第一百一条関係）（A4）

第二十号様式（第一百一条関係）（A4）

防火施設建築物に関する権利の明細書

防火施設建築物に関する権利の明細書

防火施設建築物に関する権利の明細書

防火施設建築物に関する権利の明細書

防火施設建築物に関する権利の明細書

防火施設建築物に関する権利の明細書

防火施設建築物に関する権利の明細書

防火施設建築物に関する権利の明細書

